

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（ 1 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	内部管理業務		
事務・権限の概要	○目的：— ○根拠法：— ○経済産業局の具体的な業務内容：経済産業局の所掌する事務・権限を円滑に実施するため、総務、企画、会計等の部門においてバックオフィス業務を実施。		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	427人の内数		
事務量 （アウトプット）	—		
地方側の意見	国に残す業務（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	—		
既往の政府方針等	—		
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	① 国特有の事務であり、引き続き国で実施。		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（2-1）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省生産動態統計調査（法定受託事務を除く）
事務・権限の概要	○目的：我が国鉱工業生産の動態を明らかにし、鉱工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。 ○根拠法令：統計法（平成19年5月25日法律第53号）第7条、第9条 ○関係する計画・通知等：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定） ○経済産業局の具体的な業務内容：中規模企業等を対象とした調査（調査対象名簿管理、調査票の配付・回収・督促・審査、業況ヒアリング、苦情対応、調査員の任命・指導、新規事業所の把握等）
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	84人の内数
事務量 （アウトプット）	・毎月実施。 ・調査対象数は約17,400事業所（うち経済産業局実施分 約8,600）。 ・経産局からの調査票配布数：約8,600／月、 調査票回収・審査数：約8,300／月、 督促数：約2,800（延べ数／年）
地方側の意見	廃止・民営化（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	都道府県においても、統計部局において厳しい人員削減が進められる中、統計調査に係る追加的業務負担に対しては、その調整に困難を極めたところ。 現在経済産業局が担っている当該統計に係る調査業務については、比較的規模の大きな事業所を対象とし、IIP等への影響も大きいため、厳密な審査を求められること、また、扱う調査票の種類も多く、調査票ごとに習得しなければならない品目知識も多いことから、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなる懸念される。 実際、本件について、都道府県の現場からは、「現在まで国が主体となって実施してきた業種は大規模事業所が多く、各都道府県レベルでは対応しきれない恐れがある。また、統計担当部署における定員配置状況は近年非常に厳しくなっており、そもそも業務の増加に対応するのは難しい。」との声あり（東京都、大阪府等）。
既往の政府方針等	出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）：民間委託の拡大等を進める。
自己仕分け 【仕分け結果】	④ 生産動態統計は統計法にて国が実施する基幹統計として位置づけられ、①鉱工業に関する月次動向の把握・公表、②IIP（鉱工業指数）、GDP速報等の重要経済指標作成の基礎データ提供等の役割を果たしており、業務の遅滞、精度の低下は経済政策上、大きな支障を及ぼす。 本調査業務では、毎月半ばまでに約17,400事業所から前月末メデータの調査票を回収し、これら調査票について集計・分析の上、①業種別の統計を月末に公表するとともに、②同日に公表するIIPの算定用データの作成・提供を行っている。こうした極めてタイトな日程の中で、調査票の配布、回収・審査（疑義照会、修正等）、データの集計・指数化、分析等を行う必要があり、本省、局、都道府県が連携をとりつつ一体となって調査業務に当たっている。 現在、局及び都道府県が分担して調査を実施している業種については、都道府県の側において追加業務（現在の局の担当事業所数は約4,400、都道府県担当は約2,000。）を遅滞なく処理するために受け入れる体制が整ったものについて、全国一律・一斉に局担当分の移譲を検討する。この場合、本事業は統計法に基づく基幹統計作成のために国が責任を持って継続して実施すべきものであることから、従来都道府県が実施してきた部分と同様、統計法に基づく法定受託事務として都道府県が受け入れることが前提となる。
A-a ※都道府県が既に調査を実施している業種であって、都道府県の側において受け入れる体制が整ったものについて移譲を検討)	
C-c ※上記以外のもの	

	<p>他方、現在、局にて実施し、都道府県は関与していない業種は、鉄鋼、化学、紙パルプ、鉱物、非鉄金属等、比較的大規模の事業所から成り、通常その事業活動範囲が一の都道府県域を超えること等から局にて調査を行ってきたもの。そのため、当該調査を各都道府県に移譲した場合、各都道府県にとってこれまで取り扱ってこなかった業種に対応するため専門的知識、体制整備が求められることに加え、これら業種は各事業所の規模が大きい反面、事業所数は少なく、都道府県に僅少数の業務（1県1業種当たり平均約2.6事業所）が分散されることから、全体の行政効率も低下するおそれがあり、引き続き局にて実施することが適当。</p> <p>また、本調査業務については、調査票の印刷・発送等、民間を活用できる部分については既に外注により効率化を図っているところであるが、上記の通り、タイトな日程の中でIIPの作成業務と密接に連携しながら実施しなければならない業務であり、このような月次調査に係る業務全体を民間委託した場合、その円滑かつ継続的な実施は極めて困難。よって、引き続き国が中心となって実施することが必要。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（2-2）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・経済産業省特定業種石油等消費統計調査		
事務・権限の概要	<p>○目的：我が国工業における石油等の消費の動態を明らかにし、石油等の消費に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：統計法（平成19年5月25日法律第53号）第7条、第9条</p> <p>○関係する計画・通知等：公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年3月13日閣議決定）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：中小規模の企業を対象とした実査（調査対象名簿管理、調査票の配付・回収・督促・審査、苦情対応等）</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	74人の内数		
事務量 （アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月実施。 ・調査対象数は、約1,600事業所（うち経済産業局実施分 約760） ・経産局からの調査票配布数：約760／月、 調査票回収・審査数：約730／月、 督促数：約250（延べ数／年） 		
地方側の意見	廃止・民営化（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等	<p>○出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）：民間委託の拡大等を進める。</p> <p>○「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）においてエネルギー消費統計調査との関係整理が求められていることを踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制の在り方を検討していく）</p>		
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>④</p> <p>当該統計調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられている。調査対象が約760であり、仮に都道府県に移譲すると業務量が微少となるため、行政効率の著しい低下などの支障を生じる。加えて、当該統計調査業務については、各業種におけるエネルギー利用プロセス等習得しなければならない専門知識も多いことから、厳しい人員削減が進められ必要な専門的知見が養われない中、都道府県に移譲することになった場合の都道府県側の負担は極めて大きくなることも懸念される。</p> <p>また、国連に報告する温室効果ガス排出量算出の基となっている「総合エネルギー統計」に使用されており、その報告基準年（1990年度）の計算方法については国連の気候変動枠組条約事務局（UNFCCC）に報告している。京都議定書の第一約束期間（2008年度から2012年度）中の排出量計算方法については、基準年と原則同じ方法が求められており、少なくとも2012年実績の報告までは、現行と同様の調査実施体制の継続が望まれるため、引き続き局が実施するものとする。</p> <p>なお、2013年度以降は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）における指摘事項を踏まえ、民間委託の可能性を含め、調査実施体制のあり方を検討する。</p>		
備考	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-bottom: 10px;">C-c</div>		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（2-3）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・埋蔵鉱量統計調査	
事務・権限の概要	○目的：統計法に基づく基幹統計の一つであり、埋蔵鉱量統計調査規則（経済産業省令）に基づき、日本国内の鉱山等における非鉄金属鉱物（銅、鉛、亜鉛等）及び非金属鉱物（石灰石・けい石等）の埋蔵量を明らかにすることを目的とする（平成16年度以降は、5年毎の周期調査として実施）。 ○根拠法令：統計法（平成19年5月25日法律第53号）第7条、第9条 ○経済産業局の具体的な業務内容：調査対象名簿の作成、調査票の発送、回収及び集計等の業務を実施。（ただし、平成21年度調査においては、民間委託を実施。）	
予算の状況 （単位：百万円）	—	
関係職員数	26人の内数	
事務量 （アウトプット）	・5年に1度実施（直近は平成21年度であり、平成19、20年度は実績なし）。 ・対象数は、約400鉱山。 ・対象業務は、調査票配布（約400件）、問い合わせ・苦情対応（約160件）、回収・督促（約400件）、内容検査及びデータ入力（約400件）等の集計作業後、各局分の集計結果を本省に報告。（平成21年度はこれらについて民間委託を実施。）	
地方側の意見	廃止・民営化（全国知事会見解H22.7.15）	
その他各方面の意見		
既往の政府方針等	・民間委託の拡大等を進める。 （出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24地方分権改革推進本部決定）） ・基幹統計から除外する （「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定））	
自己仕分け 【仕分け結果】 <table border="1" data-bbox="193 1487 360 1632"> <tr> <td>D 廃止・民営化</td> </tr> </table>	D 廃止・民営化	閣議決定に従い、基幹統計から除外（すなわち廃止）する。
D 廃止・民営化		
備考	統計法第11条に基づき、総務大臣による廃止の承認が必要。	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（2-4）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・ガス事業生産動態統計調査		
事務・権限の概要	<p>○目的：ガス事業の生産の実態を明確にし、ガス事業に関する基礎資料とする。</p> <p>○根拠法令：統計法（第7条）、ガス事業生産動態統計調査規則</p> <p>○経済産業局の業務内容： ・調査票の配布、回収、督促、内容審査、内容照会 ・回収・審査を行った調査票をとりまとめの上、本省に送付</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	4 1 人の内数		
事務量 （アウトプット）	<p>○調査頻度：毎月</p> <p>○対象事業者数：約 2,000 事業者（事業所数：約 8,000）</p> <p>○対象業務：調査票配布（約 2,000 件/年）、回収（8,000 件/月）、督促（約 160 件/月）、内容審査（約 8,000 件/月）、内容照会（約 240 件/月）（平成 19～21 年度）</p>		
地方側の意見	廃止・民営化（全国知事会見解 H22. 7. 15）		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等	民間委託の拡大等を進める（出先機関改革にかかる工程表（H 2 1 . 3 . 2 4 地方分権改革推進本部決定））		
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>C - a 民間委託（検討）</p> </div>	<p>① 当該調査は、統計法上の基幹統計として位置づけられており、ガス事業者の実態を適切に把握することは、ガス事業法の着実な執行や、制度改正の適切な実施のために不可欠であり、国として引き続き全国統一的に実施する必要がある。対象事業者が 2, 0 0 0（対象事業所 8, 0 0 0）あることから、業務の効率性の観点から現場に近い地方経済産業局が実施している。 対象となるガス事業者のうち都道府県域を超えて活動するものが相当数いることから、全国統一的な調査の実施のためには、全国隈無く広域の実施体制が整備される必要があり、自治体間連携の自発的形成や広域連合などの広域の実施体制等ではその実施に著しい支障が生じる。</p> <p>④ 都道府県によっては調査対象が少なくなることから、都道府県に移譲すると行政効率の著しい低下や必要な知識等専門的知見が養われないといった支障が生じる。 今後、当該調査については、民間委託の拡大について検討を行うとともに、引き続き国が担う業務については、本省への引上げも検討する。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（2-5）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	景気動向等に関する統計調査の実施 ・地域経済動向の把握及び分析等		
事務・権限の概要	<p>○目的：各地方経済産業局（電力・ガス事業北陸支局、沖縄経済産業部を含む）が、管内立地企業等に対して、企業の業況、生産、設備投資などの地域毎の経済動向を把握する。</p> <p>○根拠法令：—</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：年4回（2月、5月、8月、11月）ヒアリング調査等を実施し、その結果を集約・分析する。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	200人の内数		
事務量 （アウトプット）	管内立地企業等へのヒアリング調査（1回毎の調査において平均約800の事業所を調査対象として実施。）（平成19～21年度）		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	<p>① 企業活動は、都道府県域を超えて行われており、広域なブロックごとに実態を把握しなければ、経済動向を的確に把握することができず、また、現行の地方自治法における「広域的实施体制」では組織の永続性が担保されず、広域的实施体制と各経済産業局の所轄が必ずしも一致するとは限らないため、このような地域経済動向等も参考に実施している経済産業行政に著しい支障が生じる。なお、当該調査は、リーマンショック、円高等による影響や各種施策の効果などその時々の経済産業政策のトピックスについて、統計上のデータでは得られない現場の生の声をヒアリングを通じて収集し、各種統計や財務局の調査との整合性も図りつつ、分析することにより、深度のある地域経済動向を的確に把握するものであり、地に足の付いた経済産業行政を実施するためには不可欠である。また、調査の実施に当たっては、非常に短期間で多くの企業に対してヒアリング等を行う必要があることから、機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が実施することが適当。</p>		
備考			

事務・権限自己仕分けシート

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
出先機関名： 経済産業局 整理番号（3-1）	
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・エンジェル税制の認定
事務・権限の概要	<p>○目的： 新たな産業の創出・育成、地域経済の活性化に寄与することにより、我が国イノベーションを促進し、日本経済全体の成長と活性化を図るためには、創業・アーリーステージの中小・ベンチャー企業の資金調達環境を整備することが重要であることから、資金供給の担い手である個人投資家の増加を図る。</p> <p>○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第8条 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則第4条第4項及び第5条第4項</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する「特定新規中小企業者」の要件に該当する者に対し、地方経済産業局・経済産業部長が「確認書（大臣名）」を発行する。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	131人の内数
事務量 （アウトプット）	（エンジェル税制確認書発行件数） 平成19年度：28件 平成20年度：87件 平成21年度：64件
地方側の意見	—
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	<p>④ エンジェル税制は、ベンチャー企業等に対して出資を行う投資家に対する金融所得課税に係る特例措置であるが、その適用案件は大都市部に偏在している。（適用案件0件：23県、1件：8県）。 仮に都道府県に移譲すると、今後の申請に対応するため、各都道府県での確な執行体制を整備する必要が生じる一方、都道府県によっては見込まれる事務量等が微少であることにより、審査能力等のノウハウの蓄積・維持が困難となり、また、行政効率が著しく非効率なものとならざるを得ない。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が実施することが適当。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（3-2）
--------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）																													
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 産業クラスターの支援																												
事務・権限の概要	<p>○目的： 国際競争力ある成長産業創出、新事業創出に向け、産学官等の様々な主体のネットワークを形成し、多様な資源やポテンシャルを融合・活用しイノベーションを継続的に生み出す仕組みを構築。</p> <p>○根拠法令：—</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や将来を支える成長産業創出等のための地域の成長ビジョンを提示。地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを越え、より強みと強みが結びつく産学官（含自治体）等のコーディネートを実施。 平成22年度からは、経済産業局が有する産業クラスターのノウハウを活用し、地域からの求めに応じ、地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対し、アドバイス等の事務を実施。 特に、地域が県域を越えてクラスターを形成しようとする際には、地域だけでは円滑に産業クラスター形成のための取組が進まないケースも多いことから、経済産業局が関係者間のコーディネート等も実施。</p> <p>なお、国際競争力等の観点から、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、地域競争力強化事業等を活用して国が主導。</p>																												
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：地域競争力強化事業 1390百万円の内数																												
関係職員数	373人の内数																												
事務量 （アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>採択件数</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>中間確定帳簿検査</td> <td>約 90 件</td> <td>約 80 件</td> <td>約 80 件</td> </tr> <tr> <td>企業訪問総数</td> <td>約 4,700 回</td> <td>約 3,800 回</td> <td>未集計</td> </tr> <tr> <td>研究者訪問総数</td> <td>約 1,100 回</td> <td>約 1,100 回</td> <td>未集計</td> </tr> <tr> <td>企業間、企業・大学間のマッチング調整件数</td> <td>約 14,300 件</td> <td>約 10,200 件</td> <td>未集計</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年度	平成21年度	採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件	確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件	企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	未集計	研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	未集計	企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	未集計
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																										
採択件数	約 90 件	約 80 件	約 80 件																										
確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																										
中間確定帳簿検査	約 90 件	約 80 件	約 80 件																										
企業訪問総数	約 4,700 回	約 3,800 回	未集計																										
研究者訪問総数	約 1,100 回	約 1,100 回	未集計																										
企業間、企業・大学間のマッチング調整件数	約 14,300 件	約 10,200 件	未集計																										
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																												
その他各方面の意見	—																												
既往の政府方針等	<p>国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する。 産業クラスターの「自律的発展期」（2011年～2020年）における支援について、期間の短縮を含め、国の役割を縮小する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】</p>																												

<p>自己仕分け 【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>B②</p> </div>	<p>広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。</p> <p>国は、地方で実施することのできない、全国的な視点から地域ブロックを越えた産業クラスター間の連携や我が国の国際競争力強化につながる先導的な取り組みについて地域競争力強化事業等を活用し引き続き取り組んでいく。</p>
<p>備考</p>	<p>(参考・地域競争力強化事業に対する意見(先導的取組への支援等))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国規模のビジネスマッチングに活用できる事業であり、販路拡大に苦勞する中小企業にとって有効なツールである。(企業) ・中小企業で優れたコンテンツ制作技術・ビジネスプランを有しても、市場に出口を持っていないところが多い。国内外の市場へのゲートウェイとなる本事業は、国策として是非実施すべき。(企業) ・県独自の取組のみでバイオ産業振興を図ることは国際競争力の観点からは効果的ではない。(関東バイオ推進協議会委員)

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名：経済産業局	整理番号（3-3）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	新規産業の環境整備に関する事務 ・ソーシャルビジネスの振興に関する事務		
事務・権限の概要	<p>○目的： 「新しい公共」の重要な担い手として、福祉、子育て支援、環境、まちづくり等の社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャルビジネス（SB）を振興することにより、地域における新しい産業・雇用を創出するとともに、SBの事業規模拡大や事業基盤強化を促進する。</p> <p>○根拠法令：—</p> <p>○関係する計画等 ・新成長戦略（平成22年6月 閣議決定） ・産業構造ビジョン2010（平成22年6月 経済産業省） ・新しい公共宣言（平成22年6月4日）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 ・補助事業の交付決定および確定手続き ・採択事業の進捗管理および指導・助言・協力 等</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	<p>○平成22年度予算額 地域新事業創出発展基盤促進補助金 284百万円 地域競争力強化事業（委託費） 1390百万円の内数</p>		
関係職員数	74人の内数		
事務量 （アウトプット）	<p>○平成20年度（新規） ・補助金応募件数43件、補助金交付決定件数22件、委託契約件数9件 ・中間検査31件（補助22件、委託9件）、確定検査31件（補助22件、委託9件）</p> <p>○平成21年度 ・補助金応募件数42件、補助金交付決定件数24件、委託契約件数9件 ・中間検査33件（補助24件、委託9件）、確定検査33件（補助24件、委託9件）</p>		
地方側の意見	—		
その他各方面の意見	<p>①（社）経済同友会が平成22年7月に公表した「市場を活用するソーシャルビジネス（社会性、事業性、革新性）の育成-日本的市民社会の構築に向けて-」において、以下の提言がなされている。</p> <p>○日本は、英国を参考とし、「民」主体でありながら、政府がバックアップする新日本流で、ソーシャルビジネスを育成していくべきである。</p> <p>○官民一体となってソーシャルビジネス推進イニシアティブ等の活動を進めていくべきである。</p> <p>②その他、地域からの意見（ヒアリング結果）</p> <p>○SBの必要性はますます高まっており、国が広域的な視点で継続して活動を支援していくことが必要である（事業者）</p> <p>○ノウハウや人材不足に悩むSBにとって、企業のノウハウ・人材を活用するためにも企業との協働が望まれるところ。協働のきっかけとなる制度を国が創設するのは重要。（自治体）</p>		
既往の政府方針等	なし		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>①②</p> <p>SBを振興する必要性は、上記の「新しい公共宣言」や「新成長戦略」などにより明かであるものの、SBについては、その事業モデル・経営ノウハウ、また、振興のための政策手法などが十分確立されていないことから、国が先導的にその振興に向けた役割を担っていくべき状況にある。</p> <p>上述のとおり、SBはまだまだ新しい社会の動きであることから、国として、最低限どの地域においてもSBの存在を認識してもらい、地域の独自の取組に応じて新たな社会の運動が起こり得る下地を全国においてつくることを確保する観点からも取組を行う必要がある。</p> <p>こうした状況の下、国は、先進的に活動している事業者を全国的な視点から選定し、その事業モデルやノウハウを全国に移転させるための事業を行っている。これを、広域実施体制や都道府県に委譲した場合、(1)その地域性から国と同様に全国に広く募集を行い、優れた事業者全国的な視点から適切に選定することはできない、(2)本事業は、選定した全国の優れた少数の事業者のノウハウ等をその地域以外の全国各地に移転させるためのものであり、事業者を採択した地域以外が最終的裨益する場合が大半であるため、事業の継続が困難となる、ことが考えられる。</p> <p>従って、広域的实施体制が整備された場合、又は事務処理等の基準を定めて国の指示等を認める場合であってもなお著しい支障が生じるものであるため、引き続き国が実施することが必要。</p> <p>④</p> <p>全国的な視点から先進的に活動する上位数社を選定しているため、支援対象となる件数が少なく、移譲すると知見の蓄積や行政効率が著しく非効率となるため、引き続き国が実施することが必要。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等から現場に近い経済産業局が支援を行うことが適当。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（４）
--------------	---------

事務・権限自己仕分けシート（個票）																	
事務・権限名	商工会議所に係る許認可・監督に関する事務																
事務・権限の概要	<p>○目的： 商工会議所法は、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所及び日本商工会議所の組織及び運営について定めることを目的とする。</p> <p>○根拠法令： 商工会議所法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要： 商工会議所法においては、商工会議所の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収及び検査等、全国的見地から国が行うべき事務について経済産業大臣が行うこととされており、これらの事務以外のものについては政令で都道府県知事へ委任されている。</p> <p>≪国（経済産業局）の権限≫ ・設立の認可、定款変更の認可（組織の根幹に関わるもの）、設立認可の取消し、解散の認可 等</p> <p>≪都道府県の権限≫ ・特定商工業者の基準引き上げに係る許可等、定款変更の認可（軽微なもの） ・年次報告の受理 等</p>																
予算の状況 （単位：百万円）	—																
関係職員数	68人の内数																
事務量 （アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年</th> <th>平成21年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併認可</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>設立認可</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>定款変更の認可</td> <td>98</td> <td>46</td> <td>36</td> </tr> </tbody> </table>		平成19年度	平成20年	平成21年	合併認可	1	1	1	設立認可	0	0	1	定款変更の認可	98	46	36
	平成19年度	平成20年	平成21年														
合併認可	1	1	1														
設立認可	0	0	1														
定款変更の認可	98	46	36														
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																
その他各方面の意見	<p>・我が国の商工会議所制度が国際的な信用を失墜することがないようにするためには、商工会議所の同質性を堅持することが不可欠であり、同制度の根幹に関わる事項については、商工会議所法を所管する国において、同法に係る許認可権限を保持し、統一的に運用する必要がある。（日本商工会議所）</p> <p>・現在はわが国および地域経済の経済構造等を巡る環境が大きく異なり、商工会議所が直面する課題が大きく変化する中で、商工会議所がこれらの変化に的確に対応し、商工会議所法の目的を達成する観点から自らの機能を最大限に発揮するためには、副会頭や議員定数をはじめとする法令・通達上の諸規制は可能な限り緩和すべきであると、各地商工会議所の声を受け、主張してきたところである。（日本商工会議所）</p> <p>・その上で、設立・解散・合併の認可など商工会議所制度の根幹に関わる事項については、同権限を国に残すべきである。また、定款変更の認可については、地域の実情に応じて自由かつ主体的な活動を展開できるようにするために、「届出制」とすべきである。（日本商工会議所）</p>																
既往の政府方針等	【地方分権改革推進委員会第1次勧告（H20.5.28）、第2次勧告（H20.12.8）】 商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県に移譲する。																

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>A-a ※商工会議所の定款変更等に係る国の権限について、規制緩和を含めて見直しを行い、都道府県への移譲を検討。</p> <p>C-c ※上記以外の事務</p>	<p>① 商工会議所は世界各国に存在し、輸出品の原産地証明、海外取引の斡旋など国境を越えた事業への支援活動を行っており、既に発給された証明書も含め、こうした活動に関する国際的な信用を維持するためには、引き続き、国が商工会議所の指導・監督について一定の権限を保持しなければ著しい支障が生じる。</p> <p>業務の執行に当たっては、地方の商工業の状況の実態を的確に把握することが必要があること、また、許認可対象者の利便性も考慮すると経済産業局にて実施するのが適切。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（5-1）

事務・権限自己仕分けシート（個票）				
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・地域技術の振興に関する事務（地域イノベーション）			
事務・権限の概要	<p>○目的 本事務は、我が国経済全体の発展、国際競争力強化の観点から大学、研究機関、企業などの産学官連携による高度技術の開発について、全国レベルの先進的なモデル事業など全国的な視点に立った事業を実施し、新事業・新産業の創出につなげる。</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 具体的には、本省が予算要求、公募・採択取りまとめ、プロジェクトの一元管理等を行い、経済局が事前相談、応募受付、実施体制等の審査、執行管理、プロジェクト管理、プロジェクト終了後のフォローなど一貫した管理を行っている。</p>			
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額 3,440百万円			
関係職員数	158人の内数			
事務量 （アウトプット）		平成19年度	平成20年度	平成21年度
	応募受付	約70件	約20件	約360件
	採択件数	約120件	約140件	約70件
	中間帳検査	約280件	約10	約70件
	中間・最終評価	約280件	約210	約170件
	確定帳簿検査	約280件	約210件	約170件
	地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	<p>○産業構造審議会産業競争力部会（第1回）（平成22年2月） 地域において、主体的に技術のある中小企業、環境産業を連携によってまとめ上げ、展開を積極的にすすめていくことが重要。（委員発言）</p> <p>○本事業の実施以前は、自社単独で10年以上研究開発に取り組んでいたが、有効な解決策が見いだせなかった。産学官連携の下、研究開発を行うことができたため、実用化までたどり着くことができた。（中小企業経営者）</p> <p>○地域の中小企業にとって、ラボレベルの研究はまだしも、実用化技術開発、プラント創設等の大規模開発は本事業がなければできず、おそらく有望な技術シーズだけで終わっていた。（中小企業研究者）</p> <p>○産業構造審議会産業技術分科会基本問題小委員会報告書（平成22年5月） 第三章：我が国研究開発を巡る課題 地域が有する特色のある産業や技術の蓄積を活用していくことが重要であり、そのため、地域の産学官が結集し、競争力ある製品やシステムを生み出していく必要がある。</p>			
既往の政府方針等	<p>○科学技術による地域活性化戦略（平成20年5月、総合科学技術会議決定） 第3章 科学技術による地域活性化戦略 科学技術による地域活性化の源泉は、地域の大学等の研究機関における多様な研究活動である。現在、国は、さまざまな競争的研究資金を提供しているが、国全体としての多様性を確保するためには、特徴ある地方大学の研究活動や、産学官連携の取組を、一層強化する必要がある。</p>			

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div>	<p>① 本事業は、地域性にとらわれず全国に広く波及効果が見込まれる可能性の高い、広域的な産学官連携による研究開発を実施している。提案事業の採択の観点からは、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による提案採択ができず、我が国全体の産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。 また、事業実施主体である産学官連携体の組み合わせの観点からは、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、当該広域連合等に属する自治体内の企業等からの提案が優先されることにより、全国的視点からみて真に必要な産学官連携の組み合わせによる研究開発提案を阻害する可能性があり、事業実施に著しい支障が生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 本事業では、平成22年度においては45件の提案を新規採択。執行にあたっては人材・知見の集積等の整備が不可欠であるが、採択件数が少なく、都道府県に移譲した場合、行政効率が非効率となるため、引き続き国が実施。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（5-2）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・産学人材育成パートナーシップに関する事務
事務・権限の概要	○目的： 大学と産業界との対話を促し、産業界のニーズと実際の教育との間のミスマッチの解消や横断的・制度的課題、業種別課題の解決に取り組むため、全国レベルの先進的なモデル事業として、産学連携による実践的な人材育成プログラムの開発とその実証等を実施する。 ○根拠法令： なし ○局の業務概要： 応募受付、広域にまたがる大学・民間企業・研究機関などの実施機関との事業計画の作成、フォローアップ、帳票検査等の業務を実施。
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額 1,066（うち経済局向け 約557）百万円
関係職員数	102人の内数
事務量 （アウトプット）	平成20年度 ・応募受付（年間約80件）、採択件数（年間約45件）、中間帳簿検査（年間約90件）、確定帳簿検査（年間約90件） 平成21年度 ・応募受付（年間約50件）、採択件数（年間約45件、うち新規約25件）、中間帳簿検査（年間約90件）、確定帳簿検査（年間約90件）
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">D 廃止・民営 化</div>	産学人材育成パートナーシップ事業は、平成22年度をもって廃止。今後は、国（経済産業局）、自治体、大学、企業の協働による、地域イノベーションの創出も含め、世界に通用する産業人材の育成を推進。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局		整理番号（ 5-3）
事務・権限自己仕分けシート（個票）		
事務・権限名	情報処理の促進に関する業務	
事務・権限の概要	<p>（目的） 情報化社会の要望にこたえ、国民生活向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること。 （根拠法令）</p> <p>（局の業務の概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業や委託事業の実施による、地域における先進的な情報処理・ソフトウェア産業の振興事業、中小企業の IT 化の推進。 ・企業・地域住民等に対するコンピュータウィルス対策や情報セキュリティ強化の普及・推進。 ・地域における IT 動向の実態の調査。 等の事務を実施。 	
予算の状況 （単位：百万円）	平成 22 年度予算額： 広域的事業創出基盤強化委託事業 13.9 億円の内数	
関係職員数	60 人の内数	
事務量 （アウトプット）	（補助事業等の執行件数） 平成 19 年度 17 件 平成 20 年度 18 件 平成 21 年度 49 件	
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22.7.15）	
その他各方面の意見	自治体では、住民に対する基礎的な IT 講座等を実施することはあっても、地域の情報処理・ソフトウェア関連企業が取り組む先進的な事業の振興等の業務を行うことは規模の観点からも効率的とは考えられず、ブロック単位程度での事業を実施することが適当。（自治体担当者）	
既往の政府方針等	「新たな情報通信技術戦略」（平成 22 年 5 月） 「新成長戦略」（平成 22 年 6 月）	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">C-o</div>	<p>① 情報化社会の要請に応え、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展を推進していくためには、「新たな情報通信技術戦略」や「情報経済革新戦略」等を踏まえた国家 IT 戦略を全国的に推進していく必要がある。</p> <p>こうした国家 IT 戦略の一環として、地域の中小企業等による IT を利活用して経営革新、生産性向上を図るための取り組みに対する支援や、先進的な取り組みを行おうとする情報処理・ソフトウェア関連企業に対する支援といった振興業務に加え、昨今の複雑化・巧妙化するコンピュータウィルス等の情報セキュリティに関する脅威に対応するために、国民、企業等の情報セキュリティの確保等を促進することは政策的に非常に重要であるが、IT 分野は状況の変化が非常に早く、自治体や自発的な広域実施体制に移譲した場合、地域間で対策にバラつきが生じるなど、国家 IT 戦略を推進していく上で著しい支障が生じる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点からも現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>	
備考		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（5-4）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	技術開発・人材育成等による事業高度化支援に係る事務 ・アジア人材資金構想に関する事務	
事務・権限の概要	○目的： 我が国企業への就職意欲のある、能力・意欲の高いアジア等の留学生に対して、大学、地域経済団体、NPO 法人等と民間企業が連携して、人材育成から就職支援までの一連の事業を実施し、産業界で活躍する高度外国人材の育成及び我が国企業への受入れを促進することを目的とする。 ○根拠法令： なし ○経済産業局の具体的な業務概要： 応募受付、委託契約手続き、中間帳簿検査、中間事業評価、最終事業評価、確定帳簿検査等の事務手続きや、優秀な留学生を日本企業に就職させるために、本事業の計画、調整、執行等のコーディネート業務を行う。 「アジア人材資金構想」事業は委託事業であり、企画、立案、予算業務を本省にて実施し、経済局に本事業の契約、執行、確定検査業務を委任しており、地域における大学及び企業の巻き込み等の先導的な役割を経済局が担っている。	
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：1,900百万円	
関係職員数	49人の内数	
事務量 (アウトプット)	21件(19年度) 30件(20年度) 32件(21年度)	
地方側の意見	—	
その他各方面の意見	国家的な戦略のもとに留学生誘致政策を展開しなければ、世界の潮流から遅れを取ることは明らか。国レベルのムーブメントとしてやらないとアジア各国に認識されることはない。日本国のメッセージをアジア近隣諸国に国レベルで伝えることが優秀な留学生を獲得する戦略として肝要である(事業実施関係者)。	
既往の政府方針等	平成21年11月の事業仕分け(第一弾)において、廃止と判定。	
自己仕分け 【仕分け結果】 <table border="1" data-bbox="193 1485 360 1630"> <tr> <td>D 廃止・民営化</td> </tr> </table>	D 廃止・民営化	本事業は、優秀な外国人留学生の獲得、育成から就職支援まで取り組むものである。今後も国(経済産業局)、自治体、大学、企業の協働によって取り組むべき先進的事业であるが、事業仕分けにより廃止が決定。 なお、現在参加している留学生が卒業する平成24年度までは経過措置として事業を実施。
D 廃止・民営化		
備考		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（6）
--------------	---------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく特定国際種事業の届出、指示等の事務
事務・権限の概要	<p>○目的：特定国際種事業制度は、商業目的の国際取引が原則禁止されている絶滅危惧種（アフリカ象等）について、ワシントン条約及び同条約の決議等を経て認められた国際取引の条件に合致させるため、国内流通の適切かつ厳格な管理体制を確保する観点から「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（以下「種の保存法」）に基づき平成7年に創設された制度であり、国際条約の責任ある対応を確保する観点から、国が責任をもって実施している。</p> <p>また、種の保存法は、密輸品の排除はもちろん海外から持ち込まれる規制対象品を管理する観点から、政府が行う貿易管理規制等と一体的な規制法であり、製造事業者や卸・小売事業者を通じて全国に流通する規制対象品を遺漏なく管理するため、水際対策と併せた一体的な管理体制により、国が責任を持って規制対象品の国内流通管理を実施している。</p> <p>○根拠法令：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：本制度に基づく特定国際種事業は、全国で約12,000件の届出があり、これらの事業者に対して過度の負担をかけずに報告徴収や立入検査等を実施し、厳正かつ効果的な流通管理を執行するために国内の経済産業局において事務を行っている。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	72人の内数
事務量 （アウトプット）	<p>○届出の受理等</p> <p>平成19年度 2,365件 平成20年度 1,040件 平成21年度 2,262件</p> <p>○報告徴収（隔年実施）</p> <p>平成19年度 11,611件 平成21年度 11,502件</p> <p>○立入検査</p> <p>平成19年度 94件 平成20年度 101件 平成21年度 138件</p>
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	<p>《地方自治体・事業者等の声》</p> <p>○ 象牙を取り扱う事業者においては、本規制を守ることににより特別に象牙の輸入が認められていることを理解しており、届出等は象牙取扱事業を行う上での当然の行為として事業の一部になっている。</p> <p>○ 事業者にとっては、地方自治体が事務を担当することにより、届出等の提出先が近くなるというメリットが想定されるものの、現在でも郵便による届出や電話での対応で特段の不便を感じておらず、加えて既に事業の一部として対応していることから、制度変更による具体的なメリットは予見できない。</p> <p>○ 一方で、各自治体において本規制事務に不慣れな担当が増えることや各自治体間での対応差が発生するといった規制事務執行への懸念がある。特に、これまで象牙輸入を行うにあたり、ワシントン条約において規制の状況が審査され適切であると認められているので、新たに規制実施体制を変更することによりワシントン条約の審査にて象牙輸入が認められなくなることは避けるべきである。</p>

既往の政府方針等	特になし
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px 0;">C-c</div>	<p>①、② 本制度はワシントン条約決議等に対応して導入されている規制であり、仮に地方自治体や広域的实施体制に事務・権限を移譲した場合、規制対象製品は全国的に流通していることから、それぞれの実施体制では</p> <p>(1) 我が国が、象牙取引の希望を表明する度に実施される条約事務局による流通管理体制の検証等に対応できるだけの、適切な管理を担保する全国統一の水準・執行体制の維持が困難となること、</p> <p>(2) 密輸品の排除等のための国が行う貿易管理や税関と協調するための一元管理体制の維持や、地域を越えた一斉かつ迅速な立入検査などへの対応が困難となること、</p> <p>などから制度の安定確保に著しい支障を来すため、国による事務・権限の実施が不可欠。</p> <p>④ 地方移譲とした場合、対象事業者が少ない各都道府県においても、情報共有システム等の統一化、立入検査等の人員体勢整備、政府の税関・貿易管理部門との連携体制の確立が必要となるため、行政効率が著しく非効率なものとなり、規制執行の安定性の低下が懸念される。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（ 7 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	工業標準化法（JIS法）に基づく事業所への立入検査等の事務		
事務・権限の概要	<p>○目的及び制度概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J I S マーク制度は、国内に流通する鉱工業品の品質、安全度等を統一することにより、品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化、使用又は消費の合理化を図り、あわせて公共の福祉の増進に寄与すること等を目的としており、鉱工業品の製造業者等が、主務大臣の登録を受けた者（以下「登録認証機関」という。）の認証を受けて、その製造又は加工する鉱工業品、包装等に J I S に適合するものであることを示す特別な表示（J I S マーク）を表示することができる任意の制度。 ・ 主務大臣は国内外の認証機関の登録を行い、必要に応じて報告徴収、立入検査、適合命令、登録取消し等の処分を行うことができる。 ・ 主務大臣は、必要に応じて認証を受けた製造業者等（以下「認証製造業者等」という。）に対して、報告徴収、立入検査、表示の除去命令等の処分を行うことができる。 ・ 認証製造業者等でない者が J I S マークを表示することはできず、違反者には罰則が科される。 <p>○根拠法令：工業標準化法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証機関の登録（法第 19 条、第 20 条、第 23 条） ・ 認証製造業者等に対する報告徴収及び立入検査（法第 21 条） ・ 認証製造業者等に対する表示の除去命令等（法第 22 条） ・ 登録の更新（法第 28 条） ・ 登録認証機関からの届出等の処理（法第 29 条、第 31 条、第 32 条、第 33 条、第 34 条） ・ 登録認証機関に対する適合命令（法第 36 条） ・ 登録認証機関に対する改善命令（法第 37 条） ・ 登録の取消し（法第 38 条） ・ 登録認証機関に対する報告徴収及び立入検査（法第 40 条）等 <p>○本省と経済産業局の業務分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証を行う事務所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある認証機関の登録等に関する業務は、その事務所の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（工業標準化法に基づく認証機関等に関する政令第 3 条第 1 項） ・ 認証を受けた者の工場、事業所等に対する報告徴収、立入検査等に関する業務は、当該工場等の所在地を管轄する経済産業局が行うこととされている。（同条第 2 項） 		
予算の状況 （単位：百万円）	—		
関係職員数	128 人の内数		
事務量 （アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認証製造業者等に対する立入検査 約 110 件／年※ 等 <li style="text-align: right;">※経済産業局のみの事務量（19～21 年度） 		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）		
その他各方面の意見	<p>【登録認証機関】</p> <p>認証製造業者等の立地する地域の経済産業局に対して、以下の報告・相談を実施し、普段より密に連絡調整を行ってきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般からの苦情が寄せられた場合の事案の確認・処理等の対応 ・ 認証製造業者等の不正判明等緊急時の対応 		

	<p>・その他の相談・報告等 これら業務に係る連絡調整先が認証製造業者等の立地する都道府県になった際には、以下の状況が発生する可能性がある。</p> <p>① 認証製造業者等が複数都道府県にまたがって事業を展開している場合、連絡調整先が多数となることによる業務量の増大と、それに伴うコストアップ。</p> <p>② 各都道府県の認証製造業者等への対応が異なることによる公平性・統一性の問題。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	<p>—</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事業所等がある認証製造業者等への報告徴収、立入検査の権限については、事業所等の所在地を管轄する都道府県に権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。）</p> <p>C-c ※上記以外の事務</p> </div>	<p>①</p> <p>・認証製造業者等には全国規模で事業展開をしているところも多く、立入検査等で不適合が見つかった場合、国による全国的に均一かつ迅速な対応が必要。広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で認証製造業者等への対応の違いが生じれば、全国的に均一な対応ができなくなり、対応の不十分な地域に不適合業者が集中する、広域自治体を跨る問題が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な対応が図れなくなる。</p> <p>④</p> <p>・各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率な運用となるとともに、技術承継や人材育成のコストも発生する。なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（ 8 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	知的財産権に関する相談受付、説明会		
事務・権限の概要	<p>○目的： 地域の中小企業等に対して、産業財産権の出願等手続における個別具体的な相談に応じることで、手続上の不備による権利喪失等中小企業等の不利益となる事態を避けるとともに産業財産権申請を円滑に行えるよう支援する。</p> <p>○根拠法：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 特許等の手続全般や活用についての相談受付や支援、説明会の開催等を行っている。なお、相談業務については、未公開情報（出願公開前情報等）を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に行うための申請書類の確認などを行っている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	なし		
関係職員数	124人の内数		
事務量 （アウトプット）	・相談件数 17,112件（19年度） 17,706件（20年度） 15,176件（21年度）		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">C-c</div>	<p>①、④ 経済産業局特許室では、都道府県が実施している弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向けた相談業務を行っている。相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこともある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障がある。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは行政効率が著しく非効率とならざるを得ない。</p> <p>地方自治体における産業財産権に係る相談事務の実施を否定するものではなく、国と地方が一定の役割分担の下で、行っていくべきものと考えられる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>		
備考	国と地方の役割分担のもと、地方自治体においても産業財産権に係る相談事務が行われている。例えば東京都では、補助金等も含め3億円程度（平成22年2月公表の平成22年度予算関連資料による）の予算で事業を行っている。		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（9）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	産業財産権に関する確認事務 ・中小企業及び公設試験研究機関等に対する特許料軽減申請の受付と確認書交付
事務・権限の概要	○目的：我が国の産業競争力強化のため、一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関（地方公共団体に設置される機関）等に対し、特許料又は審査請求料の軽減措置が設けられている。 ○根拠法：産業技術力強化法等 ○経済産業局の具体的な業務内容：軽減措置を受けようとする上記対象者からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容（要件）について確認（不備がある場合の訂正等の対応を含む）した上で、申請者へ軽減対象者である旨の確認書の交付を行っている。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	124人の内数
事務量 （アウトプット）	（確認書交付実績） 19年度 5,018件 20年度 4,974件 21年度 6,251件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px 0;">C-b (検討)</div>	①、② 地方自治体は当該事務の申請者でもあり、利益相反の観点から地方自治体に当該事務を委譲することは困難。 さらに、当該確認事務は、未公開情報を用いて実施しているため、産業財産権の出願を行う都道府県が行うことは不適切。 なお、当該事務は、郵送等により対応が可能であり、本省への引上げを検討する。（本省引上げを検討するに当たっては、経済産業局で対面による確認事務を行う選択肢が無くなるため、行政サービスの質とユーザーの利便性が低下すること、いずれにしても確認の前段階としての相談事務が生じることについて留意が必要。）
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（10-1）
--------------	------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ものづくり高度化支援に関する事務
事務・権限の概要	○目的： 中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促進するための措置を講じ、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を促進し、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図る。 ○根拠法令： 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」（中小ものづくり高度化法） ○出先機関が実施する業務： ・地域中小企業者及び関係者を対象とした「中小ものづくり高度化法」や「戦略的基盤技術高度化支援事業」への改善要望受付や相談業務 ・「中小ものづくり高度化法」における研究開発計画の認定業務（申請受付、認定、計画変更対応等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」執行業務（公募/採択、契約、事業管理、確定等） ・「戦略的基盤技術高度化支援事業」等のフォローアップ及び成果普及 等
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：15,005百万円
関係職員数	195人の内数
事務量 （アウトプット）	「中小ものづくり高度化法」認定件数 H21年度：656件、H20年度：132件、H19年度：166件 「戦略的基盤技術高度化支援事業」応募件数/採択件数 （応募件数）H21年度：858件、H20年度：134件、H19年度：218件 （採択件数）H21年度：297件、H20年度：48件、H19年度：89件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	経済衰退に伴い経営基盤が脅かされている中小企業の保有する強みの技術を強化していく国のプロジェクトとして非常に重要である。（総合科学技術会議有識者議員の戦略的基盤技術高度化支援事業へのコメント）
既往の政府方針等	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携推進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。（地方分権改革推進本部決定（H21.3.24））
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - c</div>	① 国は、「中小ものづくり高度化法」に基づき、我が国の国際競争力強化において高度化することが必要なものづくり基盤技術に関して、中小企業者の研究開発計画を認定し、そのうち技術的に高度でリスクが高く、我が国の中小企業のものづくり基盤技術の高度化や川下産業のニーズへの対応に対して、特に効果が大きく、国として実施する必要性が高い研究開発について支援を行っている。また、研究開発体制は都道府県にとどまるものではない。 このため、広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した支援を行うことができなくなり、著しい支障を生じる。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号 (10-2)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 新連携支援に関する事務
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、異分野の中小企業が連携し、互いの経営資源を活用する等、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の業務内容： 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：4,250百万円の内数
関係職員数	107人の内数
事務量 (アウトプット)	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 (認定件数)：H21年：119件、H20年：140件、H19年：137件 (補助金交付件数)：H21年：294件、H20年：271件、H19年：229件
地方側の意見	地方移管 (知事会見解 22.7.15)
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地域分権改革推進本部決定：H21.3.24)
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	① 新連携については、国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。 広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 ④ 新連携については、認定件数が年間15件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。 経営革新については、計画の承認は、基本的に都道府県知事が実施しているが、異なった都道府県の中小企業が共同で申請する場合、国の出先機関が承認事務を行うこととしている。仮に国で行っている承認事務を現在想定される広域実施体制で行ったとしても、その広域的实施体制は組織の永続性が担保されておらず、責任関係が不明確であるとともに、広域的实施体制の地区が案件ごとに変更するようなケースも考えられ、制度の安定的実施に著しい支障を来す。このため、法律等に位置づけられた永続的な広域実施体制が構築されるまでは、引き続き経済産業局で実施することが適当。

	また、法律の認定・承認に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号 (10-3)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の地域資源活用に関する事務
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者が地域資源（伝統技術、農林水産品、観光資源）を活用しての、新商品、新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の業務内容： 地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 地域資源活用促進法による事業計画認定に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務 認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：4,250百万円の内数
関係職員数	153人の内数
事務量 (アウトプット)	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 (認定件数)：H21年：240件、H20年：269件、H19年：314件 (補助金交付件数)：H21年：481件、H20年：346件、H19年：152件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農工商等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。（地域分権改革推進本部決定：H21.3.24）
自己仕分け 【仕分け結果】	※対象事業のうち法律による認定に基づかない地域資源活用販路開拓支援事業については、廃止する。 ① 国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 ④ 認定件数が年間18件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も複数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。 法律の認定に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
備考	

D (※地域資源活用販路開拓支援事業については、国として事業を実施することを廃止)
C-c (上記以外のもの)

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号 (10-4)

事務・権限自己仕分けシート (個票)

事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・農商工連携に関する事務	
事務・権限の概要	○目的： 中小企業の更なる新事業活動を促進させるとともに、中小企業の活性化・健全な発展を目指し、中小企業者と農林漁業者が連携し、互いの経営資源を活用しての、新商品・新サービスの開発等の取り組みに対する支援を行う。 ○根拠法令： 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 ○経済産業局の業務内容 ・地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 ・農商工等連携促進法による事業計画認定に係る事務 ・補助金の交付・確定に係る事務 ・認定事例、補助金交付決定案件の公表等に係る事務	
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：4,250百万円の内数	
関係職員数	146人の内数	
事務量 (アウトプット)	①基盤整備／制度設計 ・現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ②案件発掘／事業認定 ・地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ③事業化等支援 ・法施行事務、補助金交付業務、確定業務 等 ④全国展開・普及／制度見直し ・成功事例集の作成・普及、啓発イベントの開催 等 (認定件数)：H21年：182件、H20年：187件 (補助金交付件数)：H20年：202件、H19年：63件	
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)	
その他各方面の意見		
既往の政府方針等	国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、新連携、農商工等連携促進法及び中小企業地域資源活用法に関する補助金については、都道府県との密接な連携の下に執行できる仕組みを構築するよう見直しを行う。(地域分権改革推進本部決定：H21.3.24)	
自己仕分け 【仕分け結果】 <table border="1" data-bbox="183 1594 383 1742"> <tr> <td>C - c</td> </tr> </table>	C - c	① 国は地方が行う事の出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、全国的視点の下で法律に基づく認定を行い補助金の採択を行っているところ。 広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 ④ 認定件数が年間14件の都道府県が存在する一方で、認定件数が年間0件の都道府県も複数存在するが、事務量の多少に関わらず、執行体制の整備が必要であり、都道府県での執行は極めて非効率。 法律の認定に係る事務や法律の基づく事業については、利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
C - c		
備考		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（10-5）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業再生支援に関する事務等
事務・権限の概要	○目的： 全国の中小企業の事業の再生を適切に支援するため、全国の中小企業再生支援体制や制度の整備や中小企業小計事業再生の円滑化等を行う。 ○根拠法令： 中小企業基本法第22条第4項、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第39条の2～、第40条～ ○経済産業局の具体的な業務内容 ・再生支援業務を行う認定支援機関（中小企業再生支援協議会）の業務運営の適正化や監督 ・中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額： 5,011百万円
関係職員数	117人の内数
事務量 （アウトプット）	○認定支援機関（再生支援協議会）の業務運営の適正化、監督 ・統括責任者等の人選、評価等の人事管理（計277名） ・再生計画策定支援の報告を受けて、必要に応じ個別案件の再生手法や進め方について協議 再生計画の策定支援 19年度 開始388件 終了394件 20年度 開始533件 終了332件 21年度 開始605件 終了476件 ・ブロック会議開催数 19年度 15回 20年度 8回 21年度 10回 ○中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）の認定（平成21年6月の制度創設以後、これまで3件）
地方側の意見	
その他各方面の意見	地域ごとに異なる手続きでは債権放棄等の要請に応じがたいこと等から、全国統一的に、国が再生支援業務を行うことが好ましい。【金融機関】
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	① ○国は全国レベルで事業再生支援の専門家人材を確保して、事業再生支援を行っている。また、中小企業が借入する金融機関は地域を越えて多様であり、金融機関の店舗も地域を越えている。さらに、中小企業の倒産による経済的な影響は、取引先となる全国の中小企業等へも広く影響が及ぶ。こうしたことから、事業再生の支援は、国の責任で、全国的な視点（全国どの地域においても同水準の内容を受けられるようにする）の下で行っており、広域の実施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点により施策を実施することができなくなり、著しい支障を生じる。 ② ○中小企業の事業再生においては、債権放棄等に応じる金融機関の協力、貸出条件緩和債権としない金融検査上の取扱いや債務免除益課税の緩和、無税償却等の課税上の取扱いが不可欠であり、同様の措置を講じていくためには、国が全国的に統一された支援の基準（実施基本要領）を示すのみでなく、個別案件についても、均一な取り扱いが必要であるため、国が認定支援機関の日常的な監督を通じてその確実な実施を担保することが必要であることから、現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ④ ○事業再生支援は、知見の集約が必要であり、一方で、現在でも、少人数で効率的に事務を実施している。 したがって、これを数多くの地方自治体等でそれぞれ行う場合には、知見やノウハウが分散し、また必要な人員が増加する等により、行政効率が悪くなり、著しい支障を生じる。

	率となる。
備考	事業再生支援策に関連する、金融機関の監督、検査等の業務を行う財務局については、国の責任で実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号 (10-6)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業の経営承継の円滑化に関する事務
事務・権限の概要	<p>○目的： 中小企業の事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済の活性化を図る。</p> <p>○根拠法令： ・中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法） ・同法施行令 ・同法施行規則</p> <p>○関係する計画・通知等： ・租税特別措置法第70条の7、第70条7の2、第70条7の3、第70条7の4 ・同法施行令第40条の8、第40条の8の2、第40条の8の3 ・同法施行規則第23条の9、第23条の10、第23条の11、第23条の12</p> <p>○具体的な経済産業局の事務 ・『非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例（事業承継税制）』の適用の前提となる経済産業大臣の認定 ・上記認定の前提となる計画的な承継の取組に係る経済産業大臣の確認 ・年次報告※、合併報告等の各種報告に係る確認 ※上記認定企業が年1回、5年間行うもの ・贈与者の相続が開始した場合の経済産業大臣の確認（贈与税の納税猶予から相続税の納税猶予への切替に係る確認） ・金融支援に係る経済産業大臣の認定 等</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	131人の内数
事務量 (アウトプット)	<p>○経営承継円滑化法の認定等の実績（平成21年度）(※)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業承継税制の適用の前提となる認定：182件 ・計画的な承継の取組に係る確認：570件 ・金融支援に係る認定：19件 <p>※経営承継円滑化法は平成20年10月1日施行。平成20年10月～平成21年3月期において、計画的な承継の取組に係る確認は3件、金融支援に係る認定は4件。（事業承継税制の適用の前提となる認定は、当該認定申請開始が平成21年9月以降であるため、平成20年度は0件）</p>
地方側の意見	
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	<p>④ 当該業務は、税制措置等の前提となるものであり、全国に存在する中小企業者に対し、国の機関が責任をもって、統一的に遂行する必要がある。 当該業務の遂行に当たっては、①関係法等の高度な知見の集積が必要であること、②数百ページに及ぶ当該業務に係るマニュアル、租税特別措置法法令解釈通達、コンメンタル等の内容を熟知する必要があること、③繁閑に係わらず相続税・贈与税の申告期限までに要件判定する必要があるため審査に迅速性・緊急性が求められること等から、事務・権限の的確な執行体制の整備が不可欠である。一方、地方自治体に移譲した場合、一の地方自治体において見込まれる事務量が少ないことにより、行政効率が著しく非効率とならざるを得ないことから、たとえ業務処理等の基準を定め、国の指示等を認めてもなお、地域格差が生じる可能性が高い。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>
備考	財務省主税局との調整が必要

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（10-7）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・中小企業応援センター事業の事務
事務・権限の概要	○目的 中小企業の生産性の向上等の経営改善を図るため、地域支援機関では対応困難な経営課題（農商工連携・経営革新・事業承継など）に対し、専門家派遣を中心とした支援を実施。 ○根拠法令：－ ○経済産業局の具体的な業務内容 ・各ブロック（経済圏）における中小企業応援センターの採択、契約及び金銭面での業務執行 ・各ブロック（経済圏）における中小企業応援センターの事業面のフォローアップ
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額： 4,021百万円
関係職員数	131人の内数
事務量 （アウトプット）	・中小企業応援センター採択件数：84件（平成22年度） （中小企業応援センター相談件数実績（平成22年4～7月）：3.8万件）
地方側の意見	－
その他各方面の意見	○全国商工会連合会「平成23年度予算等に関する重点要望について」抜粋（平成22年7月） 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づいて補助されている小規模事業対策予算は、かつて5百億円強（平成4年）が計上されていたが、三位一体改革により大幅に減額され、現在は40億円強にとどまっており、地方の支援現場からは、十分な支援活動が行えないといった声が強くなってきている。 ○日本商工会議所「平成22年度中小企業等関係施策に関する要望」抜粋（平成21年6月） 国は、三位一体改革後もさまざまな中小・小規模企業支援対策（事業費に対する補助金交付等）を打ち出してきたが、各事業の実施主体の多くは商工会議所等であり、その実務は、現場の状況に精通した経営指導員が担ってきたと言っても過言ではない。税源移譲で補助金がすべて都道府県の裁量で決められることになったが、中小企業支援法等に基づく中小・小規模企業対策の重要性はいささかも変わらない。 そうした観点を踏まえ、各地において同事業の予算が十分かつ安定的に確保されるよう国は都道府県に対し強い指導力を発揮されたい。
既往の政府方針等	－
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C - C</div>	① 当事業は、都道府県に所在する地域支援機関での対応が困難である中小企業の高度かつ複雑な経営課題（新事業展開・販路開拓、創業、事業承継等）の解消のため、当該課題に対応できる最適な高度専門人材を全国から選定し、派遣しているものであり、仮に広域的实施体制が整備されたとしても当該課題解決に最適な高度専門人材を全国から選定することができず、著しい支障が生じる。 ただし、事業者の所在や抱える経営課題は地域によって異なるため、地域の実情を踏まえた適切かつ迅速な対応が不可欠であることから、各地方経済産業局が実施することが適切。 仮に国が当該事業を行わない場合、中小企業の課題に適切に対応することが出来ず、我が国の産業基盤を支える中小企業の健全な発展に著しい支障を生じる。
備考	－

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（10-8）
--------------	------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・地域商店街活性化法に関する事務等
事務・権限の概要	○目的：地域コミュニティの核となる商店街等の果たすべき社会的、公共的役割の向上を図ることで、商店街等ににぎわいを創出し活性化を図ることを目的として、商店街等が行う少子高齢化、安全・安心、生産性向上、創業・人材等の社会課題に対応した取組を支援する。 ○根拠法令：地域商店街活性化法 ○経済産業局の業務内容 ・地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務 ・中小商業活力向上補助金の交付事務
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額： 2,975百万円
関係職員数	77人の内数
事務量 （アウトプット）	① 案件発掘 ・商店街関係者、自治体等に対する施策普及、案件発掘 等 ② 計画認定 ・計画認定に係る相談受付、地方自治体への意見照会、審査委員会開催、計画認定 等（計画認定件数 45(平成21年8月法施行後、現在まで) ③ 補助金交付事務 ・補助金募集、相談受付、審査委員会開催、採択・交付 等 （補助金交付件数 19年度:53、20年度:123、21年度:153） ④ 先進事例紹介 ・講演・セミナー等による、全国の商店街活性化事例の紹介 等
地方側の意見	
その他各方面の意見	全国商店街振興組合による地方分権についての調査結果（平成22年6月実施） ・アーケードの全面改修やカラー舗装など10億円を超える事業への支援を自治体はできるのか。 ・局は全国的視点と地域実態の双方を理解しているので今後も支援業務を続けて欲しい。 ・地方自治体の担当者が必ずしも商店街への理解が深いとは言えない場合がある。 ・自治体が商店街活動に如何ほどの理解があるか分からない。 ・本省のみで支援業務を担当することは、円滑なコミュニケーションと非効率的事務処理の観点から疑問がある。 ・地方の実情等も理解しており、地方の実情を国の施策に反映させる意味でも局は必要である。
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	① 国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。 地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされないため、著しい支障を生じる。 ④ 自治体が広く商店街振興を行うのに加えて、国は全国的視点（モデル性、社会課題対応等）から選別して支援を行っており、財政上の制約がある中で、仮に都道府県に均等配分すれば、金額的にも薄い効果となる。また、本補助金は市町村経由で申請を受け付けているが、全国約1700市町村に均等配分すれば、効果が殆どなくなり、著しく非効率になる。 なお、道府県は商店街予算を減少中。事業者への直接補助により、県の財政事

	<p>情に左右されずに国策を現場で遂行することができる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>
備考	<p>・局の事務が本省引上げになった場合には、本省における執行体制整備のほか、商店街との意思疎通の減少、商店街側の負担の増加等が課題となる。</p>

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（10-9）

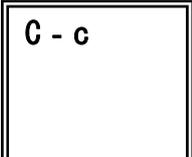
事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・物流・流通業務効率化等に関する事務
事務・権限の概要	○目的：物流・流通業務効率化等に関する事務は、我が国産業の国際競争力の強化、消費者需要の高度化・多様化への対応並びに物流分野における環境負荷の低減を目的とする。 ○根拠法令：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：事業者が申請する「総合効率化計画」について国が定める「基本方針」にもとづき認定し、必要に応じて認定事業者の実施状況の報告徴収を行い、認定された計画に従って事業を実施していないと認められる場合には当該認定を取り消す。また、申請事業者が特定流通業務施設を整備する際に、当該施設が省令で定める基準に適合しているかの確認を行う。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	63人の内数
事務量 （アウトプット）	直近3年間（平成19～21年度）の認定件数は2件（いずれも関東経産局と運輸局の共同認定） 認定1件あたりの経済産業局の主な事務は以下のとおり。 ○ 申請事業者からのヒアリング（3回程度） ○ 申請書作成にあたっての指導（5回程度） ○ 運輸局、都道府県、都道府県警察、地方整備局との調整 ○ 認定通知書の作成 ○ 事業報告書の作成指導
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」等を活用し、港湾、高速道路等の交通インフラ周辺に高度のロジスティクス機能を有する物流施設の設置を促進し、既存の交通インフラとの有機的連携を図りながら、効率的で環境負荷の小さい物流システムの構築を目指す必要がある。（中略）これらの施策は、効率的で環境にやさしい物流の実現に役立つだけでなく、前述の国際・国内一体となった物流の実現のためにも重要な施策として、強力に推進する必要がある。（総合物流施策大綱（2009-2013）（2009年7月14日閣議決定））
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	④ 本法が施行された平成17年から経産省の認定件数は5件（3省で135件）であり、その内訳も関東局4件、中部局1件と申請に偏りがあるため、各都道府県への執行体制の構築や担当者配置は非効率である。 なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当である。
備考	本法は農林水産省、国土交通省との共管であり、地方移譲については両省との調整が必要。 なお、国交省によれば、流通拠点施設は物流を支える基盤的な施設であり、国際競争力の強化の観点からも、引き続き、本省と地方局による一元的な指揮命令系統の下、倉庫業、トラック・港湾運送等の他の物流事業と一体的に指導監督を行う必要があるため、こうした観点からの検討も必要。

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号 (10-10)

事務・権限自己仕分けシート (個票)

事務・権限名	中小企業の経営の向上、新たな事業の創出等に関する事務 ・ JAPAN ブランド育成支援事業の事務
事務・権限の概要	○目的： 複数の中小企業が共同して行う、海外市場へ向けた商品の開発や海外見本市への出展等の取組を支援することにより、中小企業の海外販路の拡大を図り、中小企業の振興に寄与することを目的とするもの。 ○根拠法令：— ○経済産業局の具体的な業務内容： ・ 地域における案件発掘、ニーズの収集 ・ 補助金の交付・確定に係る事務
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額：654百万円
関係職員数	110人の内数
事務量 (アウトプット)	○基盤整備／制度設計 ・ 現場の課題・ニーズの掘り起こし 等 ○案件発掘／事業構築支援 ・ 地域中小企業者及び関係者を対象とした案件発掘・ヒアリング・相談業務 等 ○事業化等支援 ・ 補助金交付業務、確定業務 等 平成21、22年度の補助金交付件数：70件、66件 ○全国展開・普及／制度見直し ・ 成功事例普及 等
地方側の意見	
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 	① 本事業は、日本全体の輸出促進政策を踏まえた「JAPAN ブランド」というコンセプトのもとで、中小企業の海外販路開拓の実現を目指すもの。海外市場において、国内の特定の地域のブランドはあまり浸透していない一方、日本全体では、安心・安全・高品質といったプラスのブランドイメージが確立しており、このブランド力を有効に活用し、海外市場を獲得していくためには、国を挙げた支援が必要。 本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上でプロジェクトを選定しており、画一的な基準で選定できるものでもないことから、広域の実施体制等の整備が行われたとしても著しい支障が生じる。 ④ 平成22年度の本事業の実施件数は、全国で66件であり、47都道府県のうち、最も多くの案件がある自治体でも、その件数は5件にとどまっている。微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率。また、案件数が少ないことから、各自治体には海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、この点からも引き続き国が一体的に支援を行うことが妥当である。 事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（11-1）

事務・権限自己仕分けシート（個票）				
事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・下請代金法に基づく検査、勧告 等			
事務・権限の概要	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請代金の支払遅延等を防止することにより、親事業者の下請事業者に対する取引を公正化するとともに、下請事業者の利益を保護し、国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。 <p>○根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請代金支払遅延等防止法 <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者からの申告対応 ・親事業者への立入検査の実施 ・立入検査結果に基づく親事業者への改善指導 ・(悪質な違反について)公正取引委員会への措置請求事案の組成 			
予算の状況 (単位:百万円)	-			
関係職員数	141人の内数			
事務量 (アウトプット)	19年度	20年度	21年度	
	下請事業者からの申告	7件	35件	43件
	立入検査等	788社	829社	777社
	改善指導	721社	743社	715社
	措置請求	1社	4社	2社
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）			
その他各方面の意見				
既往の政府方針等	特になし			
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>①</p> <p>下請代金法の運用に当たっては、全国約4万社の親事業者に対して下請取引に関する調査を行い、親事業者が提出する下請事業者リストを元に、全国約23万社の下請事業者に対する書面調査を実施している。その後、当該調査結果に基づき、立入検査対象となる親事業者を中小企業庁が選定しているところ。</p> <p>親事業者の事業範囲は広範囲に亘ることも多く、全国規模で事業展開している例が少なくない。こうした広範囲に事業展開している親事業者の下請取引について、仮に広域的实施体制等の整備が行われる場合であっても、その区域を越えて親事業者が事業展開している場合は、当該企業の複数の事業所において下請代金法に違反しているか否かを調査するとともに、事業所ごとではなく事業者に対して改善指導を行う必要があることや、また、広域的实施体制であっても、全国規模での取引実態を把握し取り締まることは難しく、その結果立入検査の必要な親事業者に対して立入検査が実施されず、下請事業者の利益の保護といった法益の確保が図られなくなるため、著しい支障が生じる。</p> <p>また、仮に国が事務処理等の基準を定め、国による指示等を認めた上で、都道府県が立入検査を実施することとした場合であっても、業種ごとの商慣行を踏まえた立入検査を行う必要があり、必要な予算や人員の確保、立入検査ノウハウが十分に蓄積されないおそれもある。</p> <p>また、事業執行における機動性の観点から、現場に近い経済産業局が行う方が効率的。</p> <p>なお、近接性の観点から、事業者に対する報告・検査の権限を都道府県にも移譲することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。但し、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。</p>			
A-a ※事業者に対する報告・検査の権限を付与（併行権限）することについて、本法を所管する公正取引委員会と調整しつつ検討。ただし、地方経済産業局においても引き続き報告・検査を実施。				
C-c ※上記以外のもの				

備考	下請代金法は公正取引委員会所管の法律であることから、別途公正取引委員会との調整が必要。
----	---------------------------------------------

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（ 1 1 - 2 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）				
事務・権限名	中小企業の取引の適正化、事業活動の機会の確保に関する事務 ・官公需対策に関する事務 等			
事務・権限の概要	<p>○目的：国・独立行政法人等の工事の契約等における、中小企業者の受注機会の増大を図り中小企業の発展に資することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： ・官公需適格組合の証明申請対応業務 ・官公需確保対策地方推進協議会の開催</p>			
予算の状況 （単位：百万円）	—			
関係職員数	1 2 5 人の内数			
事務量 （アウトプット）		19 年度	20 年度	21 年度
	官公需確保対策地方推進協議会	45 回	51 回	50 回
	官公需適格組合の証明申請対応業務	341 件	478 件	256 件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解 H22. 7. 15）			
その他各方面の意見				
既往の政府方針等	中小企業に関する国等の契約の方針（閣議決定）			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	<p>① 国等の官公需においては、中小企業者の受注機会の増大を図るため、国は毎年度「中小企業に関する国等の契約の方針」を閣議決定しており、国と同様に地方公共団体に対しても、中小企業の受注機会の増大の為の措置を講じるよう依頼しているところ。 そもそも当該契約の方針は、国等の発注に関する方針であり、本法に関連する業務を都道府県が担う合理的理由がなく、引き続き国で実施することが適切。</p>			
備考				

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号 (1 2)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	中小企業に対する円滑な資金の供給に関する事務 ・信用保証協会法に基づく報告検査等に関する事務 等
事務・権限の概要	○目的 信用保証協会が、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために必要な役割を適切に果たしているか確認するため。 ○根拠法令 信用保証協会法第35条により、主務大臣は、協会に対し報告徴収・検査を行うことが出来ることとなっており、当該権限は、同法第50条第2項及び同法施行令第5条第2項の規定により、信用保証協会の主たる事務所を管轄する経済産業局長に委任されている。 ○経済産業局の具体的な業務概要 信用保証協会に対し、年間25～30件程度の立入検査を実施している他、通達「業務関係事項の報告について」等に基づき、年度経営計画、不祥事件等の報告徴収を行っている。
予算の状況 (単位:百万円)	平成22年度予算額： 4,140百万円
関係職員数	128人の内数
事務量 (アウトプット)	○立入検査に係る事務 (各局の合計) →32件(H19年度)、13件(H20年度)、28件(H21年度) 注 H20年度は緊急保証対応のため、例年より検査の件数が少ない。 ○年度経営計画、事業結果等に関するヒアリング(各年度52協会×2) →104件(H19年度)、104件(H20年度)、104件(H21年度) ○報告徴収 →745件(H19年度)、754(H20年度)、766件(H21年度)
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	② 信用保証協会に対する報告徴収・立入検査については、信用保証協会法第51条及び同法施行令第6条の規定により既に都道府県知事が処理する事務とされているところ。一方、中小企業信用保険法に基づき、信用保証協会が行った信用保証の再保険を行う日本政策金融公庫に対し、毎年数百億円から2兆円近い予算を措置している国としても、中小企業信用補完制度の健全な運営を図る観点から信用保証協会に対する報告徴収・立入検査が行えることとしている。 仮に、国が同事務を行わないとした場合、中小企業者に対する適正な保証が行われているか確認するすべがなく、信用補完制度の適切な執行に著しい支障となるため引き続き実施することが必要。 なお、一昨年のリーマンショックによる金融危機や大型倒産等に対応するため、日々、信用保証協会や地域の金融機関と緊密な連絡・調整を行っていく必要があり、さらに、信用保証協会への立入検査については、財務局と合同で実施している観点からも、より現場に近い経済産業局で実施することが効率的。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（13）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	<p>中小企業の交流又は連携及び組織に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業団体法に基づく協業組合の設立認可、報告、立入検査 等 ・中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立認可、報告、立入検査 等
事務・権限の概要	<p>○目的： 中小企業組合制度は、中小企業が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者とその営む事業の構造改善を図るために必要な組織を設け、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的としている。</p> <p>○根拠法令： 中小企業等協同組合法第27条の2第1項 等 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項、第42条第1項 等</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要： 経済産業局は、中小企業組合のうち、経済産業省の所管に属する事業が組合員資格又は組合の行う事業となっているものの一部に係る設立認可、報告受領、立入検査等の事務を行っている。（中小企業組合の業種や地区等ごとに、所管する主務大臣又は都道府県知事を定めている。）</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	207人の内数
事務量 （アウトプット）	<p>○経済産業局の所管組合数： 2,536件（平成21年度末） （参考）組合の総数 37,222件 うち都道府県の所管組合数 27,998件</p> <p>○経済産業局における手続き件数： 19年度 3,570件 20年度 7,382件 21年度 4,259件 うち、決算関係書類等の受理 2,145件、役員の変更届出の受理 1,160件、定款変更の認可 831件（平成21年度）</p>
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>① 都道府県の区域を越える組合に関する事務については、現行の地方自治法における「広域的实施体制」では組織の持続性が担保されず、広域的实施体制の地区が変更することにより、許認可の主体が変わることから制度の安定的実施に著しい支障を来すため、引き続き経済産業局で実施することが適当。</p> <p>当該業務は、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行っているところ。</p>
<p>A-a ※一の都道府県を区域とする特定業種の協業組合、商工組合、商工組合連合会に関する許認可等の権限の移譲を検討</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p>	
備考	本法に基づく中小企業組合の認可等の事務を行う国の地方支分部局のうち、国税局や財務局については、国の責任で引き続き事業を実施すべきとの観点から、今回の仕分けの対象外となっている。

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（14）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	中心市街地の活性化に関する事務 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援に関する事務 等		
事務・権限の概要	<p>○目的：中心市街地の活性化に関する事務は、中心市街地における都市機能の増進と経済活力の向上を目的として、中心市街地の活性化に関する法律（以下、中活法という）に基づき、都市機能の市街地集約やまちなか居住、中心市街地の商業・コミュニティ機能の強化等の持続可能な都市形成への取り組みを支援するものである。</p> <p>○根拠法令：中心市街地の活性化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の交付事務 ・特定民間中心市街地活性化事業計画の認定 ・中心市街地活性化に関する委託事業の実施 ・市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に対する助言等</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額3,311百万円		
関係職員数	77人の内数		
事務量 （アウトプット）	経済産業局1局あたりの年間平均業務量（局合計数）【H21/H20/H19年度】 ・補助金交付件数【件】 11(91)／8(61)／4(29) ・特定民間計画の許認可件数【件】 2(15)／1(10)／1(8) ・現地確認（現地視察含む）の件数【件】 31(251)／20(158)／13(103) ・確定検査の件数【件】 12(92)／7(54)／4(28) ・会計検査の対応件数【件】 3(22)／2(13)／1(6) ・中心市街地活性化に係る委託事業等への随行件数【件】 4(34)／6(51)／6(46) ・中心市街地活性化協議会への出席件数【件】 7(56)／6(47)／8(67) ・事業者等（市含む）からの相談件数【事業者】 32(256)／28(222)／24(189) （H21：平均相談回数26回／事業者、相談に要する平均時間1.1時間／回） ・その他（中心市街地活性化に関する説明会・シンポジウムの開催・意見交換会への参加等）【件】 23(180)／22(174)／21(168)		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業は、地域経済活性化のために必要なものばかりであり、地域経済が疲弊している今こそ無くてはならないものであります。【全国中小企業団体中央会】 ・国においては、中心市街地活性化に取り組む市町村が計画通り事業を推進できるよう、中心市街地活性化を支える支援制度について、十分に予算を確保するよう要望する。【岐阜県市長会】 ・戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金額を維持すること。 当該補助金は、中心市街地において民間事業者が行う施設整備事業及び活性化事業への支援として、多くの民間事業者が活用している。【新潟県上越市】		
既往の政府方針等	戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金は、行政刷新会議「事業仕分け」（平成21年11月）にて予算の2割縮減との評決を受けた。		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>① 国の補助事業における事業採択は、地方が行う事のできない全国レベルの先進的なモデル性のあるものに限定して行う必要があり、本件も中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。</p> <p>地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難となるため、施策の最適化がなされず、その結果、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上に向けた総合的かつ一体的な取組に著しい支障が生じる。</p> <p>なお、直接の支援先である民間事業者等の利便性や補助金の適切な執行等の観点からも、現場に近い経済産業局が行うことが適当。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（15）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	企業立地促進に関する事務 ・新規立地に繋がる人材育成支援に関する事務 等		
事務・権限の概要	<p>○目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地が国際間競争に晒されている中で、我が国の立地競争力を強化するため、諸外国に劣らない国内立地環境の整備等を図ること。 ・全国的な視点から我が国の産業競争力強化に資する地域の産業集積の形成及び活性化に係る取組への支援を講じることにより我が国の産業競争力の強化を実現すること <p>○根拠規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律 <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <p>企業立地促進法は国の同意を受けた基本計画（都道府県及び市町村が協力して作成）を作成した地域に対して、国が法の特例等の支援を講じるスキーム。経済産業局では、本法に関連し、以下の事務を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金にかかる執行業務（交付決定、中間検査、確定検査）（我が国の産業競争力の観点から、全国的に見て水準の高い産業集積や産業集積の活性化のための取組を支援。） ・法律に基づき設置される「地域産業集積活性化協議会」への参加及びアドバイス業務（都道府県や市町村からの求めに応じ、国の立場から地域産業集積活性化協議会に参加し、国の方針や産業界の全国的な動向も踏まえながら、地域における産業集積活性化協議会の活動に対する助言等を実施。） ・基本計画、補助金、法施行関連に関する相談対応（法の施行や、主務大臣に対する基本計画の協議の申し出などに対し、地域性も踏まえつつ、国の立場から相談対応を実施。） 		
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：3,770百万円		
関係職員数	150人の内数		
事務量 （アウトプット）	<p>○基本計画、補助金、法施行関連等相談件数：</p> <p style="padding-left: 20px;">1,195件（19年度）、1,272件（20年度）、 1,471件（21年度）</p> <p>○協議会出席件数：</p> <p style="padding-left: 20px;">69件（19年度） 46件（20年度） 63件（21年度）</p> <p>○補助金申請件数：</p> <p style="padding-left: 20px;">69件（19年度） 147件（20年度） 232件（21年度）</p> <p>○補助金対象事業者中間検査：</p> <p style="padding-left: 20px;">38件（19年度） 104件（20年度） 155件（21年度）</p> <p>○補助金対象事業者確定検査：</p> <p style="padding-left: 20px;">60件（19年度） 125件（20年度） 153件（21年度）</p>		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	特になし		
既往の政府方針等	特になし		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C - c</p> </div>	<p>①</p> <p>国は都道府県が策定した基本計画の中から、全国的な視点で我が国の産業競争力強化に資する地域の取組を支援していく必要があり、本事業も我が国の産業競争力強化を図るために、地域に均一に配分するのではなく、全国的視点のもので採択を行っている。</p> <p>広域的实施体制や都道府県に委譲した場合、全国的な視点による国の重点政策に合致した事業を採択することができず、産業競争力強化の観点から著しい支障を生じる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が補助金交付事務等を行うことが適当。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：経済産業局

整理番号（16-1）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務
事務・権限の概要	消費者庁から回答
予算の状況 （単位：百万円）	
関係職員数	
事務量（アウト プット）	
地方側の意見	
その他各方面の 意見	
既往の政府方針 等	
自己仕分け 【仕分け結果】 	
備考	

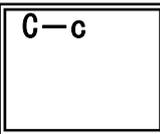
事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (16-2)
事務・権限自己仕分けシート (個票)			
事務・権限名	割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者、前払式特定取引業者、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務		
事務・権限の概要	<p>○目的：割賦販売法に基づく前払式割賦販売業者・前払式特定取引業者・包括クレジット事業者・個別クレジット事業者に対する許可・登録、立入検査、処分等に関する事務は、割賦販売等に係る取引の公正の確保及び健全な発達と購入者の利益保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：割賦販売法（割販法）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：割販法に基づき、前払式割賦販売業者・前払式特定取引業者（互助会・友の会）、包括クレジット事業者、個別クレジット事業者に対して、登録・許可、立入検査、処分、届出に関する事務を実施。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	102人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>○前払式割賦販売・前払式特定取引業者に関する事務 ・新規許可件数0件、立入検査件数約100件、(平成19~21年度の平均値)</p> <p>○包括クレジット業者に関する事務 ・更新登録件数272件(※)、立入検査件数約50~60件、(更新登録は平成22年度(8月1日現在)の実績値(※)。検査は平成19~21年度の平均値)</p> <p>○個別クレジット業者に関する事務(法改正に伴い平成21年12月より新設) ・新規登録件数130件(※)、立入検査件数0件(※※)</p> <p>※平成20年における割賦販売法改正により、「包括クレジット業者の更新登録」及び「個別クレジット業者の新規登録」が求められることとなった。これにより、平成21年12月~平成22年7月末まで、経済産業局において、事業者からの更新・新規登録の申請に対する審査業務を行っている。</p> <p>※※上記法改正に伴い、個別クレジット事業者からの新規登録申請に対する審査が今まで行われてきたところであり、立入検査、届出は、登録審査が全て終了した後、(具体的には平成23年度以降)増加していく見込み。</p>		
地方側の意見	地方移管(全国知事会見解H22.7.15)		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等	一つの都道府県にのみ事業所等があるクレジットカード業者に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。(平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定)		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 一の都道府県内のみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査の権限付与（併行権限）を検討。ただし、引き続き出先機関の事務・権限として実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①②③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても広域自治体間で事業者への対応が異なれば、全国均一の規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な消費者保護が図られないだけでなく、ひいては、取引システムの信頼性を落とすこととなるため、割賦販売法の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>また、事業者の破綻・営業停止などは、金融機関と同様、全国規模で取引システム全体への信用不安を引き起こすリスクを有する。このようなリスクを低減させ、信用不安を防止するには、全国規模での開業規制（許可・登録）・検査・処分の一體的な監督が必要。こうした対応は事務処理基準を定めたとしても都道府県・広域自治体間で実施することは難しく、適切な対応ができない場合は、取引システムの信用不安を生じさせるだけでなく、本来回避できた事業者の倒産により、国民の財産に重大な被害を与えるおそれがある。</p> <p>開業規制・検査・処分に当たっては、割賦法や消費者保護法等に通暁する専門職員を一定数配置する必要があり、また、行政処分前の法的な検討や、前払積立金の還付作業にはこれらの人員を迅速かつ大量に動員する必要がある。一方、事業者数は都道府県毎のばらつきが大きく、各都道府県がそれぞれに対応する体制を構築することは著しく非効率であるため、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事業所等があるクレジット業者に対する報告徴収・立入検査については、事業所等の所在地を管轄する都道府県にも権限を付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名：経済産業局 整理番号（17）

事務・権限自己仕分けシート（個票）													
事務・権限名	消費生活等の相談に関する事務												
事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活等の相談に関する事務は、経済産業省の所掌事務に係る相談について対応している。同事務は消費生活に関する苦情及び問い合わせに対する情報提供だけでなく、地方自治体の消費生活センター等の相談員などからの問い合わせにも対応することで、一般消費者の利益の保護を図ることを目的とする。</p> <p>○根拠法令：—</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者からの相談対応 ・地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせ対応 ・特定商取引法等の法執行に係る端緒情報の収集 												
予算の状況 (単位:百万円)	—												
関係職員数	95人の内数												
事務量（アウトプット）	<p>消費者相談に係る件数（件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成18年度</th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済産業局での相談受付件数</td> <td>11994</td> <td>12274</td> <td>10577</td> </tr> <tr> <td>うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ</td> <td>3220</td> <td>3595</td> <td>3424</td> </tr> </tbody> </table> <p>地方自治体の消費生活センター等の相談員を対象とする消費者相談研修の参加者数 平成19年度 22名 平成20年度 28名 平成21年度 44名</p>	年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	経済産業局での相談受付件数	11994	12274	10577	うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	3220	3595	3424
年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度										
経済産業局での相談受付件数	11994	12274	10577										
うち、地方自治体の消費生活センター等からの問い合わせ	3220	3595	3424										
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）												
その他各方面の意見													
既往の政府方針等	<p>「消費者行政推進基本計画」（平成20年6月27日閣議決定）において、地方の消費生活センター等を一元的な消費相談窓口と位置づけ、緊急時の対応や広域的な問題への対処のために全国ネットワークを構築するとされていることを踏まえつつ、地方公共団体との連携を強化する。 （平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）</p>												
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>①②及び④</p> <p>行政として、消費者等からの問い合わせに適切かつ迅速に対応することは、必要不可欠な事務である。経済産業局は、都道府県における消費者相談とは別に、経済産業省の所掌事務についての消費者からの相談窓口として機能しており、経済産業局の所掌事務に変更がない限り行政として相談に対応しなければ、消費者の利便性に著しい支障を来す。また、地方自治体の消費生活センター等の相談員からの問い合わせが相談数の約3割を占め、また、特商法等の執行における悪質事業者の行為の端緒情報の収集が行われていることから、地方自治体の相談窓口とは別途、経済産業局が特商法、割販法等の法執行業務の一環としても相談業務を行うことは必要。</p>												
備考													

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (18-1)																					
事務・権限自己仕分けシート (個票)																								
事務・権限名	消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務																							
事務・権限の概要	<p>○目的：消費生活用製品安全法に基づく消費生活用製品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、消費生活用製品による一般消費者の生命・身体への危害の防止及び製品事故に関する情報の収集・提供等を通じた一般消費者の利益の保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：消費生活用製品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																							
予算の状況 (単位：百万円)	—																							
関係職員数	101人の内数																							
事務量 (アウトプット)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td style="text-align: center;">116</td> <td style="text-align: center;">147</td> <td style="text-align: center;">185</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">0</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> <tr> <td>違反对応</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">54</td> <td style="text-align: center;">39</td> </tr> </tbody> </table>					H19	H20	H21	届出の受理等	116	147	185	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	5	5	15	改善命令、表示の禁止の執行	4	0	0	違反对応	21	54	39
	H19	H20	H21																					
届出の受理等	116	147	185																					
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	5	5	15																					
改善命令、表示の禁止の執行	4	0	0																					
違反对応	21	54	39																					
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解 H22. 7. 15)																							
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか) 																							
既往の政府方針等	—																							

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速に行い、全国一律に消費者への危害を防止することが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号 (18-2)
--------------	-------------

事務・権限自己仕分けシート (個票)																					
事務・権限名	電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務																				
事務・権限の概要	<p>○目的：電気用品安全法に基づく電気用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、電気用品の製造、販売等を規制するとともに電気用品による危険及び障害の発生の防止を目的とする。</p> <p>○根拠法令：電気用品安全法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止などの事務を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>5423</td> <td>4991</td> <td>5075</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>104</td> <td>63</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反对応</td> <td>380</td> <td>299</td> <td>353</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	5423	4991	5075	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	104	63	130	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反对応	380	299	353
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	5423	4991	5075																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	104	63	130																		
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																		
違反对応	380	299	353																		
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか) 																				
既往の政府方針等	—																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>なお、各局とも少人数の担当で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局		整理番号 (18-3)																					
事務・権限自己仕分けシート (個票)																							
事務・権限名	ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務																						
事務・権限の概要	<p>○目的: ガス事業法に基づくガス用品の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、ガスの使用者の利益を保護し、ガス用品の製造及び販売を規制して公共の安全を確保することを目的とする。</p> <p>○根拠法令: ガス事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容: 技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																						
予算の状況 (単位: 百万円)	—																						
関係職員数	95人の内数																						
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>18</td> <td>41</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反対応</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>				H19	H20	H21	届出の受理等	18	41	30	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	3	0	1	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反対応	0	2	3
	H19	H20	H21																				
届出の受理等	18	41	30																				
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	3	0	1																				
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																				
違反対応	0	2	3																				
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)																						
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。(A県ほか) ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。(B県ほか) ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。(C県ほか) ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。(D県ほか) 																						
既往の政府方針等	—																						

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号 (18-4)
--------------	-------------

事務・権限自己仕分けシート (個票)																					
事務・権限名	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務																				
事務・権限の概要	<p>○目的：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）に基づく液化石油ガス器具等の製造・輸入業者への立入検査等の事務は、液化石油ガス器具等の製造及び一般消費者等への販売等を規制することにより、液化石油ガスによる事故・災害を防止し公共の福祉を増進することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・輸入事業者等に対して、届出の受理、報告徴収、立入検査、製品提出命令、改善命令、表示の禁止等を行う。</p>																				
予算の状況 (単位:百万円)	—																				
関係職員数	95人の内数																				
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>36</td> <td>80</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反对応</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>		H19	H20	H21	届出の受理等	36	80	57	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	1	5	改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0	違反对応	1	2	7
	H19	H20	H21																		
届出の受理等	36	80	57																		
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	1	5																		
改善命令、表示の禁止の執行	0	0	0																		
違反对応	1	2	7																		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																				
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																				
既往の政府方針等	—																				

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※一の都道府県内のみ事務所、事業所等が存在する製造業者・輸入業者に対する報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が増加し、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>技術基準不適合品の販売が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応（技術基準違反等の検証及び確定並びに改善指導等）を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者が対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内のみ事務所・事業所等が存在する製造業者・輸入業者への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (18-5)																					
事務・権限自己仕分けシート (個票)																								
事務・権限名	家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務																							
事務・権限の概要	<p>○目的：家庭用品品質表示法に基づく家庭用品の製造・販売・表示業者への立入検査等の事務は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：家庭用品品質表示法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：技術基準に適合しない製品の流通を防止するため、製造・販売（卸売業者）・表示事業者の不適正表示の申出受理及び調査、製造・販売（卸売業者）・表示事業者に対する報告徴収・立入検査・指示等を行う。</p>																							
予算の状況 (単位:百万円)	—																							
関係職員数	95人の内数																							
事務量 (アウトプット)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>届出の受理等</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>改善命令、表示の禁止の執行</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>違反对応</td> <td>155</td> <td>497</td> <td>88</td> </tr> </tbody> </table>					H19	H20	H21	届出の受理等	0	1	0	報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	0	0	改善命令、表示の禁止の執行	6	5	0	違反对応	155	497	88
	H19	H20	H21																					
届出の受理等	0	1	0																					
報告徴収・立入検査・製品提出命令の執行	0	0	0																					
改善命令、表示の禁止の執行	6	5	0																					
違反对応	155	497	88																					
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																							
その他各方面の意見	<p>【地方自治体からの意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造・輸入事業者は、都道府県の枠を超えた広域的な範囲にわたって商品を流通させており、都道府県単独での立入検査などは現実的ではなく、国に権限がある方が適当。（A県ほか） ・都道府県の担当者は、複数の法律の施行等を所管しており、これ以上法執行に関わる業務を増やすことは不可能。また、都道府県内の販売事業者に対する立入検査等の実施も完全にできていない状況下で、国が実施している業務まで権限付与されても実施不可能。法律自体の存在意義からすると、現段階では権限付与しない方が良い。（B県ほか） ・製造・輸入事業者に対する立入検査等の権限まで実施するには、技術的にかなり詳しくないと対応できず、人材の質・量とも現状では対応不可能。（C県ほか） ・無理に権限付与しても都道府県間で業務の実施状況にバラツキが生じ、国民の利益とはならない。（D県ほか） 																							
既往の政府方針等	家庭用品の品質表示に関し、一の都道府県内にのみ事業所等がある製造事業者等に対する報告徴収、立入検査の権限を、都道府県に付与する。（平成21年3月24日 地方分権改革推進本部決定）																							

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a ※ 一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）に対する報告徴収・立入検査について、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	<p>①③及び④</p> <p>広域的实施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制（検査、処分等）ができなくなり、（イ）違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、（ロ）広域自治体を跨る消費者事故が生じた場合に適切な対応ができない、といった事態が生じ、均一・公平な安全対策が図れなくなる。</p> <p>品質に関する表示の不正が判明した場合、当該製品が、一つの都道府県内のみで販売されている可能性は低く、国内のすべての消費者の生命や財産に危害を与えないようにするには、違反对応を迅速かつ全国一律に行うことが必要。</p> <p>また、各局とも少人数の担当者で対応しており、各都道府県に担当者を配置することは非効率であり、上記により、引き続き、経済産業局で実施。</p> <p>なお、規制をより機動的に執行するため、一の都道府県内にのみ事務所・事業所等が存在する製造業者・表示業者・販売業者（卸売業者に限る）への報告徴収及び立入検査の権限を、事務所・事業所等の所在地を管轄する都道府県にも付与（併行権限）することを検討。</p>
<p>備考</p>	<p>消費者庁の設置にともない、本法は消費者庁に移管されており、地方移譲については消費者庁との調整が必要。</p>

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（19）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	商品取引員等への立入検査等に関する事務 等
事務・権限の概要	<p>○目的：商品取引員等への立入検査等に関する事務は、商品市場の健全な運営を確保するとともに、商品取引員の業務の適正な運営を確保し、商品市場における取引の公正と取引等の委託者の保護を目的とする。</p> <p>○根拠法令：商品取引所法、商品投資に係る事業の規制に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：</p> <p>①商品取引所法に基づく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品取引所等への報告徴収、立入検査 ・商品取引員への報告徴収、立入検査、業務改善命令、業務停止命令、聴聞 ・委託者への報告徴収、損失補てんに関する確認 <p>②商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づく、商品投資顧問業者に対する変更の届出の受理、報告徴収、立入検査、業務改善命令、指示、業務停止命令</p> <p>③犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく商品取引員への報告徴収、立入検査、指導、是正命令</p>
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	72人の内数
事務量 （アウトプット）	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査・準備（外観調査、苦情状況の調査等） ・立入検査実績 <ul style="list-style-type: none"> 19件（19年度） 15件（20年度） 17件（21年度） →1件当たりの検査に数週間を要する。 ・事後確認・検査内容の精査等（追加ヒアリングの実施、資料要求等）
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	<p>○商品取引所法の一部を改正する法律案に対する衆議院に対する附帯決議（平成16年）抄</p> <p>政府は、我が国の健全な商品先物市場の育成を図る上で、委託者保護の徹底及び市場の信頼性の向上が必要とされることにかんがみ、本法施行に当たって、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。</p> <p>五 監督体制については、農林水産省及び経済産業省が十分緊密な連携を図り、委託者保護に万全を期すとともに、米国の商品先物取引委員会（CFTC）なども参考として、今後の監督体制の強化について検討すること。</p> <p>○証券取引法等の一部を改正する法律案等に対する衆議院・参議院における附帯決議（平成18年）抄</p> <p>政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。</p> <p>一 商品先物取引、海外商品先物取引及び海外商品先物オプション取引については、取引の特徴やこれまでの被害の実態にかんがみ、実効性のある規制及び検査・監督を行うため、厳正な対応を可能とする体制を整備すること。</p>

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>①、②及び③</p> <p>商品取引員や商品投資顧問業者等の営業は商品取引所法等に基づく国の許可制であり、違法行為を行った場合については国の業務停止命令により全国で営業できない制度。</p> <p>仮に広域の実施体制が構築されても、広域自治体間で事業者への対応の違いが生じれば、全国的に均一な規制ができなくなり、違反事業者が規制の緩い地域へ集中する、広域自治体を跨る違反に適切に対応できない、といった事態が生じ、悪質な商品取引員による被害が拡大するおそれがある。事業者の適切な監督だけでなく消費者保護の観点からすると、商品取引所法等の規制は国内で統一的に運用される必要がある。</p> <p>④</p> <p>立入検査は本店及び支店に対して一斉に実施するため、商品先物取引の実態等に精通した検査官を一定数確保することが必要であるところ、本支店が存在しない都道府県もあるため、各県ごとに体制を整備し、立入検査を実施するのは効率的でなく、商品取引員の活動実態に応じてその都度に検査態勢を柔軟に構築する方が合理的。</p> <p>立入検査に際しては、商品取引員の活動実態を把握するために事前調査を実施したうえで検査態勢を決定しており、また、立入検査後も必要に応じて追加ヒアリング等を実施しているため、利便性や迅速な対応の観点から、引き続き、経済産業局において実施することが適当。</p>
<p>備考</p>	<p>平成 21 年 7 月の商品取引所法の改正により、金融商品取引所と商品取引所との相互乗り入れが可能となり、証券会社等による商品先物市場への参入が期待されることとなっている。なお、現状においては、証券会社等の金融商品取引業者に対しては、引き続き金融庁及び財務局により統一的な基準による検査・監督が行われることとなっている。商品先物取引を行う商品取引員についても、金融商品取引を行う証券会社等と同様に国により統一的に検査・監督が行われるべきである。</p>

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（20）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	コンテンツ産業等の振興に関する事務
事務・権限の概要	<p>○目的：コンテンツの創造、保護及び活用の促進をもって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p>○根拠法令：コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： ・中小コンテンツ企業等の事業創出、新市場開拓、海外展開のための見本市開催や海外へのミッション派遣 ・コンテンツ・ビジネススキル向上、新技術の習得、人的ネットワーク形成のためのセミナー開催や異業種交流会の開催 ・コンテンツ産業関連調査研究</p>
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	97人の内数
事務量 （アウトプット）	・コンテンツ見本市開催等 2件(19年度)、3件(20年度)、4件(21年度) ・セミナー開催等 25件(19年度)、20件(20年度)、18件(21年度) ・コンテンツ産業関連調査研究 7件(19年度)、7件(20年度)、5件(21年度)
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	<p>・出口として東京コンテンツマーケット(TCM)※1を前面に打ち出しているの、継続していただきたい（高知県）</p> <p>・県単独では、参加者も少なく事業費も限られている。広域に取り組む経済産業局と連携から、TCMの優秀な事業者が石川コンテンツマーケットに参加するなど、ネットワークも拡がりインキュベータに進出するなど雇用にもつながる可能性をみせてきている（石川県）</p> <p>・CrIS 関西※2の取り組みは重要で、引き続き継続すべき（関経連会長）</p> <p>・他の自治体とうまく連携を図ることは難しく、局が音頭をとって事業を実施することは有り難い（大阪府）</p> <p>※1 多様なオリジナルコンテンツが集結するクリエイターの総合見本市 ※2 関西のコンテンツの新たな利活用とグローバルなコンテンツ人材の発掘・育成・交流、マーケットの形成のためのイベント</p>
既往の政府方針等	
自己仕分け	<p>① コンテンツ産業は比較的新しい産業分野であることから、その振興には世界標準を視野に入れた国際競争力強化のための環境整備が必要不可欠。そのため国は全国的な視点から先端的なモデル事業を選定し支援及び調査を行い、その成果の横展開を図っているところ。 例えば、日本のコンテンツ産業を、広く海外にアピールしている「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル(Gofesta)」では、各経済産業局が連携し、全国から募集し選定した中小企業・個人等の地域コンテンツが出展する総合見本市・海外ミッション派遣及びセミナー等を開催。全国からモデル事業を吸い上げ、海外市場にアピールするとともに、事後に成功事例の全国展開を目指しているところ。</p> <p>仮に、コンテンツ産業振興を広域的实施体制や都道府県に移譲した場合、全国的な視点による事業の採択・支援が困難となり、全国に提示されるべきモデル事業の質にバラつきが出るおそれがある。</p>
備考	

【仕分け結果】

C-c

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号(21)
--------------	------------

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	競輪・オートレースの指導・監督に関する事務 ・自転車競技法に基づく届出の経由 ・小型自動車競争法に基づく届出の経由 等
事務・権限の概要	<p>○目的及び概要：競輪・オートレース事業は刑法賭博罪の特例として特別の法律に基づき、各地方自治体が施行する公営競技であることから、全国統一的な基準のもとで、各地方自治体の公正かつ安全な競技の実施を確保する必要がある、国が自転車競技法および小型自動車競走法の規定に基づいて指導・監督している。 経済産業局は法令に基づき委任している事務（申請書・届出書の受理に係る事務等）を実施している。また、全国に点在する施行者及び場外車券売場の設置者に対する指導、監督業務を行っている。</p> <p>○根拠法令：自転車競技法、小型自動車競走法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 具体的な経済産業局の主要な業務は以下のとおり。 【自転車競技法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場外車券売場の設置許可申請に係るヒアリング及び施設の法令基準適合性状況の現地調査（法第5条第1項関係）。 ・施行者から提出される競輪開催前届の受理及びヒアリング（法第2条関係）。 ・施行者から提出される収支報告の受理及びヒアリング（自転車競技法施行規則第34条第1項関係）。 ・施行者から提出される事故報告の受理及びヒアリング（自転車競技法施行規則第34条第2項関係）。 ・競輪場及び場外車券売場の位置、構造及び設備が法令の基準に適合することを確認する現地調査（法第49条第3項、第4項関係）。 <p>【小型自動車競走法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場外車券売場の設置許可申請に係るヒアリング及び施設の法令基準適合性状況の現地調査（法第8条第1項関係）。 ・施行者から提出される小型自動車競走開催前届の受理及びヒアリング（法第4条関係）。 ・施行者から提出される収支報告の受理及びヒアリング（小型自動車競走法施行規則第32条第1項関係）。 ・小型自動車競走法施行規則第32条第2項に基づき、施行者から提出される事故報告の受理及びヒアリング（小型自動車競走法施行規則第32条第2項関係）。 ・小型自動車競走場及び場外車券売場の位置、構造及び設備が法令の基準に適合することを確認する現地調査（法第53条3項、第4項関係）。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	67人の内数
事務量 (アウト プット)	<ul style="list-style-type: none"> ・場外車券売場設置申請手続に係る事前相談 【平成19年度】(競輪46件、オート4件) 【平成20年度】(競輪64件、オート20件) 【平成21年度】(競輪53件、オート13件) ・競輪開催に伴う開催届(公正安全な開催の為、大半のケースでヒアリングを実施。) 【平成19年度】(競輪153件、オート111件) 【平成20年度】(競輪184件、オート25件) 【平成21年度】(競輪194件、オート25件) ・競輪・オートレース施行者からの収支報告(全てのケースでヒアリングを実施。) 【平成19年度】(競輪49件、オート7件) 【平成20年度】(競輪49件、オート7件)

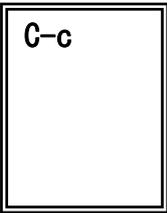
	<p>【平成21年度】(競輪48件、オート6件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競輪・オートレースで発生した事故報告に基づくヒアリング <p>【平成19年度】(競輪19件、オート21件)</p> <p>【平成20年度】(競輪24件、オート20件)</p> <p>【平成21年度】(競輪43件、オート21件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の法令基準適合状況の調査 <p>【平成19年度】(競輪91件、オート9件)</p> <p>【平成20年度】(競輪87件、オート9件)</p> <p>【平成21年度】(競輪73件、オート9件)</p>
地方側の意見	廃止・民営化(全国知事会見解H22.7.15)
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け	<p>①</p> <p>競輪・オートレース事業は、地方自治体の実施主体となるため、地方自治体へ移譲することは中立性が担保出来ない可能性があり、同事業の公正かつ安全な監督に著しい支障が生じる。</p> <p>また、同事業の実施は統一性をもって行う必要があるが、その実施には全国に多くの関係者が関わっており、本省において全ての運営・施設状況を把握し適切な指導を行う事は困難である。</p> <p>さらに、場外車券売場の設置許可審査に当たっては、設置申請者が地域住民等と十分な調整を図っているか等を確認することが重要であり、それを判断するためには地域の関係機関との密接な連携が必要であることから、経済産業局で実施することが必要。</p> <p>当該事業は刑法賭博罪の特例として地方自治体が特別法の下で実施している公営競技であり、民間による地方自治体に対する指導・監督では、公正かつ安全な事業実施を担保できない可能性がある。</p>
【仕分け結果】	
C-c	
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（ 22 ）

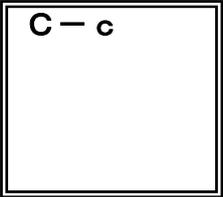
事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	航空機・武器の関連法令の施行に関する事務																										
事務・権限の概要	<p>○目的： 武器等の製造・販売等の取扱いを規制することにより公共の安全を確保するため（武器等製造法）、また、安全性の確保が極めて重要である航空機製造事業の技術水準を確保するため（航空機製造事業法）。</p> <p>○根拠法令：武器等製造法、航空機製造事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 〈武器等製造法に関する事務・権限〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武器たる部品の交換を伴わない軽微な改造または修理の許可 ・保管規程の認可 ・試験的製造の許可申請に関する本省への進達 ・事業承継の届出に関する本省への進達 ・武器の種類の変更の許可申請に関する本省への進達 ・特定設備新設・増設に関する許可申請の本省への進達 ・工場等の移転の許可申請に関する本省への進達 ・事業廃止の届出に関する本省への進達 <p>〈航空機製造事業法に関する事務・権限〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機の製造確認に関する届出の受理 ・航空機の修理確認に関する届出の受理 ・航空機用機器の製造証明に関する届出の受理 ・航空機又は航空機用機器の製造又は修理のための設備の検定 ・航空機の製造方法又は修理方法に関する設備又は作業者の技術の検定 ・航空機用機器の製造方法又は修理方法に関する設備又は技術者の技術の検定 ・航空機の製造事業又は修理事業の許可申請に関する本省への進達 ・航空機用機器の製造事業又は修理事業の許可申請に関する本省への進達 ・事業区分変更の許可申請に関する本省への進達 ・特定設備の新設・増設の許可申請に関する本省への進達 ・工場移転の許可申請に関する本省への進達 ・許可事業者及び届出事業者の地位承継の届出に関する本省への進達 ・航空機用機器の製造又は修理事業の届出に関する本省への進達 ・許可事業者及び届出事業者の氏名等の変更届出に関する本省への進達 ・事業廃止の届出に関する本省への進達 ・航空検査技術者の選任の届出に関する本省への進達 																										
予算の状況 (単位:百万円)	-																										
関係職員数	84人の内数																										
事務量 (アウトプット)	<p>(武器等製造法、航空機製造事業法にかかる経産局での業務)</p> <p>武器等製造法</p> <table border="1" data-bbox="453 1749 1273 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可件数</td> <td>364</td> <td>351</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>認可件数</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>届出件数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>航空機製造事業法</p> <table border="1" data-bbox="453 1995 1273 2040"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				19年度	20年度	21年度	許可件数	364	351	360	認可件数	11	8	8	届出件数	0	0	1		19年度	20年度	21年度				
	19年度	20年度	21年度																								
許可件数	364	351	360																								
認可件数	11	8	8																								
届出件数	0	0	1																								
	19年度	20年度	21年度																								

	許可件数	50	29	41
	認可件数	56	71	96
	届出件数	4,586	4,329	4,116
	基準適合確認件数	299	299	366
	※許認可1件にかかる平均的なヒアリング回数は2回			
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）			
その他各方面の意見				
既往の政府方針等				
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>② 武器及び航空機については、公共の安全の観点から厳格な管理・規制が求められるところ、その態様が一律でなく、また高い技術が用いられている。これらに関する管理・規制については、最新の技術動向を踏まえた上で、統一的に運用する必要があるところ、事務処理基準や国による指示を認めても、各自治体の対応の相違等によって著しい支障を生じるおそれがある。</p> <p>③ 有事の際などにおいて、展開地を含む各地の自衛隊の武器の軽微な修理などは防衛省との緊密な連携の下、迅速にその許可判断を行う必要があること、また、権限の対象には、自衛隊が運用する航空機も多く含まれることから、最新技術の動向を踏まえつつも迅速な対応が求められるところ、都道府県が実施することになれば、こうした迅速な対応が困難となり、その運用に著しい支障を来すこととなる。</p> <p>④ 各都道府県に法令の内容に精通した担当者を1名以上配置する必要があるため、行政効率の点で問題あり（関東局は担当者3名が一都十県の担当業務に従事）。</p>			
備考				

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（23）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	化学兵器の関連法令の施行に関する事務 ・化学兵器禁止法に基づく国際査察の立ち会いに関する事務 等
事務・権限の概要	○目的：化学兵器禁止条約（及びその国内実施法である化学兵器禁止法）の遵守 ○根拠法令：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： ①国際機関（OPCW：化学兵器禁止機関）との間で対応が求められる国際査察への立会い。 ②化学兵器禁止法の規制対象である化学物質の製造・使用等を行う事業者に提出が義務づけられる各種届出書類の内容確認。 ※国際査察では当該届出書類に基づき提出される申告内容の適正性を現場検証とともに確認。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	87人の内数
事務量 （アウトプット）	・産業検証査察対応（事前通告、事前調査、査察） 19年 8回 20年 19回 21年 20回 ・届出の対応 予定届 88件（20年）、実績届 565件（19年） 予定届 92件（21年）、実績届 558件（20年） 予定届 88件（22年）、実績届 548件（21年）
地方側の意見	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 	① 化学兵器の関連法令の施行に関する事務は、化学兵器禁止条約に基づき、国際機関（OPCW）との間で各締約国に対応が求められる国際査察に対応するための業務であるが、国際機関からの査察通告時に国の指揮・命令に従い、即時に実行することが担保されない都道府県や広域的实施体制では化学兵器禁止条約の履行に著しい支障がある。 ④ また、国際機関の査察に対しては直前の対応が求められるため、いかなる時期、場所であっても迅速に対応できるよう体制整備する必要がある。一方で、査察は毎年約20回の実施であるため、条約に関する知見や化学に関する専門性を有する担当者を各都道府県にそれぞれ配置することは非効率
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（ 24 ）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	伝統的工芸品産業の振興に関する事務 ・伝統的工芸品産業の振興に関する法律に関する事務 等		
事務・権限の概要	<p>○目的： 伝統的工芸品の指定、各種事業計画の認定、および産地の製造協同組合等が実施する需要開拓事業・後継者育成事業に対する支援（補助金）等を通して、我が国の伝統的工芸品産業の振興をはかる。</p> <p>○根拠法令 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」および「伝統的工芸品産業の振興に関する法律施行規則」等</p> <p>○経済産業局の具体的業務内容： ・伝統的工芸品の指定申出書の進達等事務 ・振興計画等、各種計画の進達業務 ・伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：235百万円		
関係職員数	89人の内数		
事務量 （アウトプット）	<p>○伝統的工芸品の指定申出書の進達等事務 ・件数15件（現地調査1件当たり約2回、1件/日、ヒアリング1件当たり約4回、2時間/回）</p> <p>○振興計画等の進達業務 ・件数10件（現地調査1件当たり約1回、1件/日、ヒアリング1件当たり約2回、2時間/回）</p> <p>○伝統的工芸品産業支援補助金の交付に係る事務 ・【事業数】116事業（平成19年度） ・【事業数】112事業（平成20年度） ・【事業数】111事業（平成21年度） →1事業あたり、 ・現地調査約2回（1日/回） ・ヒアリング約3回（2時間/回）</p>		
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	<p>≪事業者等の声≫ 伝統的工芸品の製造業者からは、伝産振興に係る業務・権限は地方に移譲することなく、引き続き国の事業として経済局を通じて実施してほしいとの声大きい。具体的には次のとおり。</p> <p>①伝統的工芸品の支援を積極的に行っているかどうかは、自治体により温度差がある。また、自治体から、他産地との連携事業に支援をしてもらうのは極めて困難。仮に自治体に業務・権限移譲された場合、自治体にやる気がなければ、我々に補助が向けられない可能性がある。</p> <p>②一方、国指定の伝統的工芸品だけではなく、県指定の伝統工芸品に対しても支援を行っている積極的な自治体もあるが、その場合、かえって支援が「広く薄く」なっている。</p> <p>③昔は卸業者が営業を行い、在庫品の買い取りなどのリスクを負担していたが、現在では、営業、販売のリスク負担、新商品の企画開発等、全て自分たちで対応しなければならない。事業者として当然ではあるが、これまでに十分な知見もな</p>		

	<p>く、高齢化が進んでいる個人事業者、零細企業には容易ではない課題。他の産地や他の業種との連携による新商品開発のための情報提供や、流通に係る情報提供など、経産局が果たしているコーディネート機能は大きい。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="177 488 427 719" style="border: 3px double black; padding: 5px;"> <p>C-c</p> </div>	<p>① 伝産法に基づく支援補助金の交付においては、国は地方が行うことの出来ない全国レベルの先端的なモデル事業に限定して行う必要があり、本件も全国的視点のもとで採択を行っているところ。地方自治体に移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされない。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号 (25)
--------------	-----------

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	工業用水道事業法の施行に関する事務 ・給水開始前の届出、事業休止 等
事務・権限の概要	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、工業用水の豊富低廉な供給を図り、工業の健全な発達に寄与すること。 <p>【根拠規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道事業法 <p>【経済産業局の具体的な業務内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業用水道の届出・許可 ・給水能力の変更等の届出・許可 ・氏名等の変更の届出 (※) ・承継の届出 (※) ・事業休止及び廃止の届出・許可 (※) ・給水開始前の届出 (※) ・供給規程の届出・認可 ・自家用工業用水道布設の届出 (※) ・工業用水道事業に関する報告 ((※)) ・水質測定項目免除の承認の申請 <p>(※) 該当項目の届出・報告の受理については、「工業用水道事業法に基づく事務の取扱について (平成 2 年 12 月 10 日通商産業大臣通達、2 立第 2141 号)」をもって、経済産業局長に事務委任がなされているところ。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	85 人の内数
事務量 (アウトプット)	<p>【平成 19 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可、届出等 962 件 ・相談・ヒアリング事務 384 件 ・出先機関等との協議・会議等 66 件 <p>【平成 20 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可、届出等 948 件 ・相談・ヒアリング事務 390 件 ・出先機関等との協議・会議等 65 件 <p>【平成 21 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可、届出等 963 件 ・相談・ヒアリング事務 489 件 ・出先機関等との協議・会議等 63 件
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解 H22. 7. 15)
その他各方面の意見	<p>工業用水道事業者の声</p> <p><施設の設置及び維持・管理における弊害> 多くの工業用水道施設が耐用年数を超過し、更新時期を迎えている今だからこそ、工業用水道の施設基準は、全国的な状況を把握できる国において、施設の維持・管理に関する知見やノウハウを活用して、全国統一的に定められていることが合理的であり、それぞれの県単独で定めることができるものではない。</p> <p><施設基準の条例策定に係る作業面における弊害> 条例で策定する場合、現行の施設基準のままとするにしても、変更をするにしても、議会に通すためにはそれぞれの理由が必要であり、その説明は大変難しい。</p> <p><自家用工水の届出事務の移譲> 自家用工水に関する情報は必要としていない。</p>

<p>既往の政府方針等</p>	<p>自家用工業用水道布設の届出、届出事項の変更の届出、給水廃止の届出及び給水に関する報告に係るものについては、都道府県に移譲する。 【H21.3.24 地方分権改革推進本部決定】</p>
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 479 360 624" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>C-c</p> </div>	<p>① 工業用水道事業者は、都道府県、市町村、企業団、民間事業者が存在する（平成22年3月31日現在、都道府県41、市町村103、企業団8、民間事業者2、計154）。</p> <p>工業用水道事業法の施行等に関する事務を都道府県に移譲した場合、事業の規制を実施する者と規制を受ける者が同一になるため利益相反の観点から、また同様の事業を行う市町村や民間事業者が存在する中、都道府県だけに権限を与えることは工業用水道事業者間のイコールフットィングの観点から著しい支障が生じる。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（26）																
事務・権限自己仕分けシート（個票）																			
事務・権限名	適切な計量の実施の確保に関する事務 ・計量法に基づく製造・修理事業者の届出、検査 等																		
事務・権限の概要	<p>○目的：電力料金の誤徴収がないように、電気計（電気メーター）の品質を確保するため、製造・修理業者の届出、立入検査等を規定。</p> <p>○根拠法令：計量法</p> <p>○経済産業局の具体的な作業内容：電気の取引のための計量に用いられる電気計器（電気メーター）については、計量法に基づき検定を受けることとなっているが、この検定に関して、一定水準の製造・品質管理能力を有する製造事業者（指定製造事業者として経済産業大臣が指定）の製品については検定を免除し、合理化を図っている。指定製造事業者はその品質管理能力を維持する必要があるが、経済産業局による定期的な立入検査がこれを担保している。その他、経済産業局は事業者からの各種届出の受理や事業者の事務処理の状況把握を行っている。</p>																		
予算の状況 （単位：百万円）	-																		
関係職員数	64人の内数																		
事務量 （アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定製造事業者の立入検査</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）</td> <td>18</td> <td>26</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>その他事業者からの届出</td> <td>9</td> <td>20</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：件数</p>				平成19年度	平成20年度	平成21年度	指定製造事業者の立入検査	12	12	11	指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）	18	26	21	その他事業者からの届出	9	20	14
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																
指定製造事業者の立入検査	12	12	11																
指定製造事業者の品質管理の方法の変更（届出）	18	26	21																
その他事業者からの届出	9	20	14																
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																		
その他各方面の意見																			
既往の政府方針等																			
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">C - c</div>	<p>④ 電気計器事業者（指定製造事業者）に対応する検査は、見込まれる事業量が多くないため、都道府県に移譲した場合に、業務が分散され行政効率と専門性の低下となることから引き続き国の事業とすることが適当。</p> <p>なお、事業者は全国に点在することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>																		
備考																			

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（27）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	計量士国家試験の実施 ・願書配布、試験監督、会場確保 等		
事務・権限の概要	<p>○目的及び事務の概要 計量法では、計量に関する専門的な知識と技術を有する者に「計量士の国家資格を与え、計量器の検査、その他の計量管理に係る分野の職務を担当させ、計量法の円滑な施行と適正な計量の実施の確保に寄与させることとしている。 計量士は、経済産業大臣が、計量管理を適確に行うために必要な知識・経験を有する者として登録したもの。地方自治体に代わり「はかり」の定期検査が行えるなど、計量の自主的な管理を促進するもの。 計量士の登録の要件の一つとして計量士国家試験に合格することが掲げられており、当該試験は毎年少なくとも1回経済産業大臣が行うことになっている。 本事務は、計量士国家試験を実施するための事務である。</p> <p>○根拠法：計量法</p> <p>○経済産業局における具体的な業務内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験案内書の請求受付及び発送、願書受付、受験者の試験会場変更希望受付 ・受験票の発送 ・試験会場、試験監督員の確保、試験当日のトラブル等対応 ・試験終了後、答案用紙を本省に発送 		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	95人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>○毎年1回、環境計量士（濃度関係／騒音・振動関係）、一般計量士の資格試験を全国9地区（9会場）において実施。試験問題は、専門科目6科目、共通科目2科目の計8科目。</p> <p>○受験者数 ※カッコ書きは出願者数</p> <p>平成19年度 7, 192名（10, 732名）</p> <p>平成20年度 7, 284名（10, 669名）</p> <p>平成21年度 7, 266名（11, 003名）</p>		
地方側の意見	廃止・民営（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	（特になし）		
既往の政府方針等	<p>1. 出先機関改革に係る工程表（平成21年3月24日地域分権改革推進本部決定）（抄）</p> <p style="padding-left: 20px;">計量士国家試験の実施</p> <p style="padding-left: 40px;">・願書配布、試験監督、会場確保 等</p> <p style="padding-left: 20px;">市場化テストの実施について、官民競争入札等管理委員会の議を経て今後策定される公共サービス改革基本方針に従い措置する。</p> <p>2. 公共サービス改革基本方針（平成21年7月10日閣議決定）（抄）</p> <p style="padding-left: 20px;">（7）計量士国家試験事業</p> <p style="padding-left: 40px;">○ 経済産業局等で実施する計量士国家試験事業について、民間競争入札を実施する。その内容は、原則として次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">【業務の概要及び入札等の対象範囲】</p> <p style="padding-left: 60px;">経済産業局等の実施する案内書（願書）の配布、出願受付、試験会場の確保及び試験運営等の試験実施業務（試験問題作成業務等を除く。）</p> <p style="padding-left: 40px;">【入札等の実施予定時期】</p> <p style="padding-left: 60px;">平成22年度中に入札公告し、平成23年度試験分から落札者による事業を実施</p> <p style="padding-left: 40px;">【契約期間】</p> <p style="padding-left: 60px;">平成23年度実施分から3年間</p>		

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 286 360 432" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">C - a</div> <p>独法にて実施、民間委託</p>	<p>本事務については、「出先機関改革に係る工程表」で指摘されたとおり、23年度から競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札により、市場化テストを実施する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（ 28 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）					
事務・権限名	アルコール事業に関する事務 ・アルコール事業法に基づくアルコールの製造、輸入、販売、使用に関する許可、業務改善命令等				
事務・権限の概要	<p>○目的：アルコールはその特性（殺菌性、揮発性、他の物質との溶解性・反応性等）から広く工業用に使用され、国民生活及び産業活動に必要な重要な基礎物資であるとともに、酒類と同じ致酔性を有することから、アルコールが酒類の原料に不正に使用されることがないように、輸入、製造、販売、使用する事業者はすべてアルコール事業法において許可制を執っている。</p> <p>○根拠法令：アルコール事業法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：経済産業局においては、許可に係る申請書の審査及びアルコール事業法第40条に基づく立入検査による許可申請内容との相違の確認に係る事務の他、各許可に係る登録免許税、特定アルコールに賦課された酒税相当額の国庫納付に係る事務等を行っている。</p>				
予算の状況 （単位：百万円）	-				
関係職員数	71人の内数				
事務量 （アウトプット）	以下のとおり				
	業務内容	19年度	20年度	21年度	備考
	事前ヒアリング				平均面談回数3回
	書類受理・審査・許可	4,171	4,230	4,712	
	変更の届出等	1,393	1,444	1,528	
	定期報告書受理・審査	5,447	5,414	5,380	すべての許可事業者が対象
	立入検査（指導・罰則）	1,393	1,414	1,389	
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）				
その他各方面の意見	<p>《関係事業者の声》</p> <p>制度変更に伴う事業者への新たな負担や無用の混乱を生じさせないようにしてほしい。</p>				
既往の政府方針等					
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>① 現行のアルコールの管理制度は、酒類にのみ酒税が課されることから、酒類への不正な使用の防止をしつつ工業用に確実に供給させることを確保するため、国には製造、輸入、販売、使用まで一貫した管理を行う必要があり、仮に現行の管理制度が維持できなくなった結果、制度の見直しが行われると事業者には過大な負担をかけることとなり、著しい支障が生じる。また、アルコールの大幅な供給不足等の緊急時には、製造・輸入の増産勧告を行う必要があるため、国が全国的な観点から調整を行う必要があり、仮に広域実施体制であっても著しい支障が生じる。</p> <p>また、アルコール事業者は、全国各地に偏在していることから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から、現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>④ 仮に都道府県に権限を移譲すると、当該業務の的確な執行体制の整備が不可欠である一方で、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあるため、業務効率が著しく非効率とならざるを得ない。</p>				
備考	財務省関係部局等との調整が必要				

C-c

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（29）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）																											
事務・権限名	電気事業の許認可、監査に関する事務 ・電気事業の許認可、監査に関する事務 ・相談業務																										
事務・権限の概要	○目的：電気事業の許認可、監督に関する事務は、電気事業法に基づき電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめることによって、電気の利用者の利益を保護し、公共の安全を確保するもの。 ○根拠法：電気事業法 ○経済産業局の具体的な業務内容：経済産業局は事業者からの各種届出の受理、特定供給や濁水準備引当金の取崩に係る許可業務、業務事業者の監査（現地監査）及び電気の利用者からの問い合わせ対応を行っている。																										
予算の状況 （単位：百万円）	-																										
関係職員数	112人の内数																										
事務量 （アウトプット）	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度</th> <th>平成20年度</th> <th>平成21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>卸供給の供給条件（届出）</td> <td>34</td> <td>35</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>電気工作物の変更届出</td> <td>196</td> <td>222</td> <td>329</td> </tr> <tr> <td>特定供給（許可・届出）</td> <td>55</td> <td>31</td> <td>45</td> </tr> <tr> <td>濁水準備引当金の取崩（許可）</td> <td>40</td> <td>9</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>現地監査</td> <td>507</td> <td>499</td> <td>403</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位：件数、現地監査のみ人日</p>				平成19年度	平成20年度	平成21年度	卸供給の供給条件（届出）	34	35	86	電気工作物の変更届出	196	222	329	特定供給（許可・届出）	55	31	45	濁水準備引当金の取崩（許可）	40	9	0	現地監査	507	499	403
	平成19年度	平成20年度	平成21年度																								
卸供給の供給条件（届出）	34	35	86																								
電気工作物の変更届出	196	222	329																								
特定供給（許可・届出）	55	31	45																								
濁水準備引当金の取崩（許可）	40	9	0																								
現地監査	507	499	403																								
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）																										
その他各方面の意見																											
既往の政府方針等																											
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>①、②、③</p> <p>電気事業者の供給区域は複数都道府県にまたがり、また電力ネットワークは国全体で繋がっていることなどから、自発的な広域連合制度では、全国的な視点から統一的に事務を処理できないと考えられる。国が、電気工作物等について、届け出等を通じ正確な情報を一元的に把握した上で、統一的な判断に基づく監督、許認可等を駆使して、最適な供給体制ネットワークを監視できなければ、電力の安定供給の維持に著しい支障が生じる。</p> <p>また、地方自治体が事業主体である場合もあり、規制権者と被規制者が同一主体となる利益相反の関係となり、適切な事務の執行が担保されず、最終的に電力の安定供給に支障が生じるおそれがある。</p> <p>さらに、広域での電力需給の逼迫等、有事における供給体制構築のための調整に当たっては、全国大での状況を踏まえた迅速かつ最適な措置が必要であるため、自治体によるバラバラの対応では支障を生じうる。</p> <p>なお、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p>																										
備考																											

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（ 31 ）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	エネルギーに関する広報に関する事務
事務・権限の概要	目的：エネルギー政策基本法及びエネルギー基本計画等の趣旨を踏まえ、国民に対するエネルギーに関する知識の普及を図ること 根拠法：エネルギー政策基本法等 経済産業局の具体的な業務内容：原子力に関する広報、エネルギー教育の普及、省エネルギー・新エネルギーの普及促進のための事務を実施。
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算： 213百万円
関係職員数	123人の内数
事務量 （アウトプット）	各地域において効果的なエネルギー広報を実施するための企画・立案等を行うほか、エネルギー政策を実現するために必要な説明会・講演会等の実施・運営、パンフレット・ポスター等の配布、エネルギー教育関係者で構成される組織（エネルギー教育推進会議）の活動への参画、日常の問合せ・照会等への対応、各地方経済産業局のウェブを通じた情報発信など、様々な方法でエネルギー広報を実施。
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力発電関係団体協議会（原子力発電所の立地道県知事がメンバー） 原子力発電等に関する提案書 「原子力政策の推進に当たっては、国が前面に出て、国民理解の促進に努めること」とされている。（平成21年11月） ・ 全国知事会 国の出先機関原則廃止PTにおける見解 「電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務については国が実施すること」とされている。（平成22年5月） ・ その他各地域における関係者からも国、特に地域に密着した経済局のサポートを期待する声が多いところ。
既往の政府方針等	<p>エネルギー基本計画（平成22年6月18日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「原子力政策の安定的な遂行のためには、広聴・広報活動等を通じた、立地地域のみならず国民全体との相互理解の向上が必要不可欠である。」 ○ 「国は、情報の受け手に応じたきめ細かい広聴・広報活動による国民全体との相互理解の向上のため、国がより前面に出て双方向性を強化するとともに、事業の波及効果の向上を図っていくとの観点から、国の原子力広聴・広報事業のあり方を検討する。また、小・中学生などの次世代層について、将来、原子力を含むエネルギーについて自ら考え、判断するための基礎をはぐくむため、原子力教育支援事業やその他広聴・広報事業を推進する。」 ○ 「国は、国民各層との間で様々なレベルできめ細かい対話やコミュニケーション等の広聴活動を強化する。また、エネルギー政策に関する広報活動についても、国民の目線に立って、エネルギー問題に対し国民一人一人が参画の意識を持ち実際の意識や行動の変化につなげていけるような効果的な取組を強化する。」 ○ 「我が国の明日を担う子供たちが、将来においてエネルギーに関する適切な判断と行動を行うための基礎をはぐくむ観点から、学校教育の現場において、エネルギー問題に対する理解を一層促進することが重要である。」

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>① 地方自治体によるエネルギー広報の実施を否定するものではないが、エネルギー広報は、国がエネルギー政策を推進するための手段であり、政策本体の実行と一体のものとしてエネルギー政策を実施している国が責任を持って実施しなければ、原子力広報等に著しい支障が生じる。これは、エネルギー供給網は各地方自治体では完結せず、オールジャパンで考えなければならない要素を含んでいることによる。仮に、原子力広報等のエネルギー広報を全面的に都道府県に委ねた場合、原子力については国と地方とで意見が分かれがちになってしまうことから、原子力政策の推進等に著しい支障を生じるおそれがあり、エネルギーのベストミックスの追求を阻害しかねない。なお、こうした政策を実現させるためには、適材適所に緊密な関係や連絡調整が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことから、地方経済産業局での実施が不可欠である。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号 (32-1)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 容器包装リサイクル法
事務・権限の概要	○目的： 容器包装リサイクル法では、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等のため、事業者に対して、容器包装廃棄物の排出抑制やリサイクル等の義務を課している。 ○根拠法令： 容器包装リサイクル法に基づく ・容器多量利用事業者からの定期報告の受理（法第7条の6） ・特定事業者に対する報告徴収（法第39条） ・特定事業者に対する立入検査（法第40条） ○経済産業局の具体的な業務概要： 経済産業局において、事業者からの報告内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、事業内容、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	67人の内数
事務量 (アウトプット)	19年度（報告徴収0件、立入検査0件） 20年度（定期報告293件、報告徴収0件、立入検査0件） 21年度（定期報告285件、報告徴収1件、立入検査0件）
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】	① 対象となる特定事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。 また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。
A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	
備考	共管省庁（環境省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（32-2）
--------------	------------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・家電リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
事務・権限の概要	○目的：小売業者及び製造業者等の行う特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬及び再商品化等の適正性の確保 ○根拠法令：特定家庭用機器再商品化法 ○経済産業局の具体的な業務内容：小売業者又は製造業者等からの報告徴収を（特定家庭用機器再商品化法（以下「法」）第52条）、小売業者又は製造業者等の事務所等への立入検査（法第53条）を実施。 ・報告徴収 特定家庭用機器廃棄物の収集・運搬、再商品化等の実施状況に関する報告徴収、内容確認 ・立入検査 立入検査の計画策定、検査先の選定、検査・指導・フォローアップ、本省への報告・相談 ※法第56条及び同施行令7条により、経済産業局長に委任（但し、主務大臣が自ら行うことも妨げていない）
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量 （アウトプット）	立入検査 21年度 520件（速報値） 20年度 459件 19年度 460件 報告徴収 21年度 0件（速報値） 20年度 0件 19年度 0件 ※経済産業局が実施した件数
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	出先機関改革にかかる工程表（H21.3.24 地方分権改革推進本部決定）： 一の都道府県内等におのみ事務所等がある小売業者に対する家電リサイクル法上の報告徴収、立入検査の権限を、都道府県等に付与する。
自己仕分け 【仕分け結果】	① 都道府県域を超えて活動する小売業者及び製造業者等の全国の店舗・事務所等における取扱いの把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、国民の財産の回復（支払ったリサイクル料金の返還等）や法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。 ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与することを検討。
A-a 報告徴収・立入検査について、事務所、事業所等の所在地を管轄する権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの	
備考	環境省と共管であり、調整が必要。

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (32-3)
事務・権限自己仕分けシート (個票)			
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 食品リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査		
事務・権限の概要	<p>○目的 食品リサイクル法では、食品廃棄物等の発生の抑制及び減量並びに食品循環資源の再生利用を促進するため、事業者に対し、食品廃棄物等の発生抑制や再生利用等についての責務や目標を定めている。</p> <p>○根拠法令 食品リサイクル法に基づく</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品廃棄物多量発生事業者の定期報告の受付（法第9条第1項） ・登録再生利用事業者の登録・変更申請の受付、都道府県知事への通知（法第11条第1項、第2項、第5項及び第6項） ・登録再生利用事業者の料金の届出受理、変更の指示（法第15条第1項及び第2項） ・登録再生利用事業者の登録の取消し（法第17条第1項及び第2項） ・食品関連事業者、登録再生利用事業者及び認定事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第24条第1項、第2項及び第3項） <p>○経済産業局の具体的な業務内容 経済産業局において、事業者からの報告・申請内容の確認等を行うとともに、必要に応じて、食品廃棄物等の発生量、リサイクルの状況等に関して、報告徴収及び立入検査を実施することとしている。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	67人の内数		
事務量 (アウトプット)	19年度（登録受付6件、その他の事務は実績なし） 20年度（登録受付4件、料届出4件、その他の事務は実績なし） 21年度（定期報告89件、登録受付5件、その他の事務は実績なし）		
地方側の意見	-		
その他各方面の意見	-		
既往の政府方針等	-		
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>① 対象となる事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、我が国の資源の有効な利用といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。（主管省庁である、農林水産省との調整が必要。）</p>		
A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。 C-c ※上記以外のもの			
備考	共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省、環境省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号 (32-4)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・資源有効利用促進法に基づく報告徴収、立入検査
事務・権限の概要	<p>○目的 資源有効利用促進法では、分別回収を促進するため、容器包装等の製造事業者等に対して、全国統一的な表示の標準を示して、その遵守を求めている。</p> <p>○根拠法令 資源有効利用促進法に基づく指定表示事業者に対する報告徴収及び立入検査（法第37条第2項）</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 経済産業局において、表示制度に関する相談・問い合わせ対応等を行うとともに、必要に応じて、事業内容等に関して報告徴収、立入検査を実施することとしている。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	55人の内数
事務量 (アウトプット)	19年度 (報告徴収0件、立入検査0件) 20年度 (報告徴収0件、立入検査0件) 21年度 (報告徴収0件、立入検査0件)
地方側の意見	—
その他各方面の意見	—
既往の政府方針等	—
自己仕分け 【仕分け結果】	<p>① 対象となる指定表示事業者のうち、全国規模で活動するものが相当数存在し、こうした事業者の全国における取組の把握が担保されないため、処分等の遅滞や一部地域のみでの検査等の結果に基づく処分等を余儀なくされ、全国統一的な識別表示及び分別回収の促進による資源の有効利用、廃棄物の発生抑制といった法益の確保に著しい支障を生じることから、引き続き国による実施が必要である。また、事業所も相当数あるため、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当。</p> <p>ただし、近接性の観点から、事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査については、国による指示、基準の設定等を認め、都道府県において的確な業務実施体制が整備されることを前提として、都道府県に付与（併行権限）することを検討。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>A-a 事業所が一の都道府県にある場合の報告徴収・立入検査について、都道府県への権限付与（併行権限）を検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p> </div>	
備考	共管省庁（国土交通省、農林水産省、財務省、厚生労働省）も同様に都道府県に権限付与する必要がある。

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（33）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	各種リサイクル法の施行等リサイクルの推進 ・自動車リサイクル法に基づく報告徴収、立入検査
事務・権限の概要	○目的：大臣が必要に応じて指導、助言、勧告、命令等の措置を講ずることで、製造業者及び輸入業者（メーカー等）による適正かつ確実なリサイクルを担保している。 ○根拠法：自動車リサイクル法 ○経済産業局の具体的な業務内容： メーカー等の委託を受けて処理を行う事業者等に対する指導、助言、勧告、命令等の措置を行っている。
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	67人の内数
事務量 （アウトプット）	（累計実績） 平成19年度 報告徴収1件、立入検査210件 平成20年度 報告徴収1件、立入検査227件 平成21年度 報告徴収5件、立入検査286件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">C-c</div>	① 都道府県域を超えて全国的な事業展開を行っている自動車課修正製造事業者及び自動車輸入事業者（以下「メーカー等」）に対する許認可、監督業務についてはその影響が広範囲にわたることから国（本省）が責任を持って行っている。 局は、メーカー等から委託を受けて再資源化を行う事業者の監督業務を行っているが、当該事業者がメーカー等との委託契約に基づいて実施していることから委託契約関係を確認する必要があり、メーカー等に対する指導、勧告等の法的措置と一体となって実施することが不可欠。仮に、広域的实施体制が整備されたとしても、メーカー等は全国規模で活動をしていることから、ブロックを超えた全国規模の調整は困難であり、業務の執行に著しい支障を生じる。 また、当該委託事業者の事業所は全国2,000箇所以上あるため、事業執行における機動性の確保等の観点から、引き続き現場に近い経済産業局で実施することが適当。
備考	環境省と共管のため調整が必要

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（34-1）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	環境ビジネス支援等に関する事務 ・環境配慮活動活性化ビジネス促進事業		
事務・権限の概要	<p>○目的 京都議定書の目標達成に向けた先進的な環境ビジネスの発掘・育成を支援する。</p> <p>○根拠法令 なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 本事業では、全国レベルに普及を期待できる先端的なモデル事業など、各地域で行われている一方で、全国的な視点に立った事業を実施しているところ。各経済産業局職員は当該事業の公募・採択に係る実務を担当。 また、各地域の環境施策に関する実態を把握するため、地方公共団体、地元企業など関係者と頻りに意見交換を行って地域特性の把握を図る。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	-		
関係職員数	59人の内数		
事務量 （アウトプット）	<p>○補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募件数59件、採択件数8件（19年度交付実績） ・応募件数51件、採択権数11件（20年度交付実績） ・応募件数67件、採択件数11件（21年度交付実績） <p>○委託事業（モデル・実証） ○成果普及（手法・その他）</p>		
地方側の意見	廃止・民営化（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	-		
既往の政府方針等	-		
自己仕分け	<p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-bottom: 10px;">D</div> <p>環境配慮活動活性化ビジネス促進事業は、平成21年度をもって廃止。 今後は、国（経済産業局）、自治体、企業の協働による、地域の環境ビジネスの創出を推進。</p>		
備考	-		

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号（34-2）

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	環境ビジネス支援等に関する事務 ・国内クレジット制度推進のための中小企業等に対するソフト支援事業
事務・権限の概要	<p>○目的 国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づき、日本国内で実施した排出削減事業により実現された温室効果ガスの排出削減量に対して、国内クレジット認証委員会が認証した排出削減量（国内クレジット）を自主行動計画等の目標達成のために活用する制度。 本事業は、より一層の制度周知・案件発掘を行うことで、地域の特性に応じた排出削減事業の積極的な展開を支援し、中小企業等の低炭素投資の促進を図るとともに、国内クレジット制度の利用が期待される中小企業等を対象に、クレジットの創出に必要な手続面・費用面での支援を行い、創出されたクレジットを自主行動計画等の目標達成のために活用することを目的とする。</p> <p>○根拠法令 なし （京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定））</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容 国内クレジットの案件発掘に向け、関係機関（自治体、中小企業団体、地域企業、地方銀行等）のネットワークを構築し、地域に密着した制度の普及・事業組成支援をする。具体的には、関係機関のネットワーク構築や事業計画作成支援等のソフト支援事業、説明会の開催が挙げられる。</p>
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：231百万円 （うち平成21年度第二次補正予算：219百万円）
関係職員数	81人の内数
事務量 （アウトプット）	平成21年度予算においての実績（北海道局、関東局） ・事業計画作成支援等 29件 ・ネットワーク連絡会議 4回
地方側の意見	—
その他各方面の意見	<p>・国内クレジット制度は、新しい分野の施策であるため、自治体には十分なノウハウがなく、ソフト支援事業者も首都圏に集中している。国が直接事業を行う方が効果的である（四国地域の事業者、大阪市等）。</p> <p>・本県のように、そもそも案件が少ない地域の自治体が、各々独自にソフト支援事業を行った場合、費用対効果が低下し、非効率となるおそれが高い（大分県）。</p>
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>	<p>② 国内クレジット制度は、京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日閣議決定）に基づく国の制度であり、試行排出量取引スキーム等とともに、排出量取引の国内統合市場の一翼を担うもの。国内クレジット制度の活用にあたっては、国が設置する国内クレジット認証委員会、排出削減方法論を確立した上で、当該方法論に沿う形で事業計画の作成等と同委員会による認証が必要。 このため、地域における排出削減事業の案件発掘にあたっては、排出削減方法論に係る専門的知見とともに、制度を運営する国との密接な連携が必要であり、的確な執行体制の整備が不可欠。 また、排出量取引という新しい分野の制度であるため、自治体の関心や理解度はまちまちであり、仮に自治体を実施した場合、その取り組みにはばらつきが出ることによって、結果的にCO2削減量の総量が減少する可能性が高い。</p> <p>④</p>

	<p>本事業は、1 県あたり平均 4 件／年、件数の少ない県（長崎、富山など）では、案件発掘が出来なかった年もあり、自治体に移管した場合、各都道府県に担当を配置する必要があり、かつ一から知見やノウハウを身に付けなければならず、非効率である。</p> <p>また、本事業は当面、京都議定書の目標達成のため、約束期間である 2012 年まで行っていく事業であり、自治体に移管するのは非効率である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（35）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	エネルギーの使用合理化に関する事務 ・省エネ法に基づく指導助言、報告の徴収 等
事務・権限の概要	○目的：内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与すること ○根拠法令：エネルギーの使用の合理化に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容： 1. 特定事業者等の指定に関する事項 （1）エネルギー使用状況届出書の受理 （2）特定事業者等の指定 2. 特定事業者等からの報告に関する事項 （1）エネルギー統括責任者・企画推進者及び管理者（員）選任届出書の受理 （2）定期報告書の受理 （3）中長期計画書の受理 3. 特定事業者等への措置に関する事項 指導・助言、報告徴収・立入検査 等
予算の状況 （単位：百万円）	－
関係職員数	107人の内数
事務量 （アウトプット）	平成19年度 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 496件 ・中長期計画書等の提出 21,553件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 8,254件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 2,237件 等 平成20年度 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 576件 ・中長期計画書等の提出 22,419件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 約8,500件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約530件 等 平成21年度 ・エネルギー管理指定工場の届出・指定 478件 ・中長期計画書等の提出 22,580件 ・エネルギー管理者（員）選任等の届出 約8,600件 ・工場・事業場に対する報告徴収・立入検査等 約480件 等
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	第2次勧告（地方分権改革推進委員会 平成20年12月8日） 平成22年4月からの改正法施行後の状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。

<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <p>A-a (平成22年4月施行の改正法の執行状況を踏まえつつ、一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を、都道府県に付与することとし、その詳細を検討する。ただし、国・出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)</p> <p>C-c ※上記以外のもの</p>	<p>①</p> <p>本法の目的であるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するためには、本法に基づく定期報告書等により事業者のエネルギー使用に関する情報を一元的に管理し、「事業者全体の状況」と「個々の事業者の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し指導、立入検査等を実施する必要があるが、都道府県や広域的实施体制ではかかる情報の一元的管理に著しい支障が生じ、全体的視点からの対応が困難である。特に自発的な広域的实施体制を構築し本法に基づく事務を実施することについては、あるブロックでは広域的实施体制が整備されているが、他のブロックでは整備されていないといった事態が想定され、本法の執行に著しい支障が生じるのみならず、ブロックを超えた対応が必要な場合に支障が生じる。</p> <p>また、改正法では規制対象を従来の「事業所単位」から「事業者単位」に変更したところであるが、これは事業者における省エネルギー対策の強化を図る観点から我が国事業者のエネルギー使用状況をより幅広く把握するとともに、事業者が複数の所在地に設置している全ての工場等について全体としての効率的かつ効果的な省エネルギー対策の実施を義務づけるための措置であり、都道府県、広域的实施体制単位で本法を執行することはかかる法改正の主旨と相反する。</p> <p>他方事業者にとっては、都道府県、広域的实施体制による実施とした場合、県・ブロック外への事業所の新設等により、本法に基づく各種の届出・報告書等の提出先が変わることとなり、事業者側に著しい混乱、負担を生じさせる。</p> <p>以上のとおり、情報の一元的管理及び当該情報に基づく全体的視点からの対応の必要性、また事業者の利便性の観点から、都道府県や広域的实施体制のみでは対応できず、国による執行が必要である。</p> <p>なお、事業者は全国に展開することから、事業者の利便性や事業執行における機動性の確保等の観点から現場に近い経済産業局が事務を行うことが適当であるが、改正法の執行状況を踏まえつつ、近接性の観点から一の都道府県内で完結する事業者に関する事務・権限を都道府県に付与することとし、その詳細について検討する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (36-1)
事務・権限自己仕分けシート (個票)			
事務・権限名	新エネルギー等の普及促進に関する事務 ・事業者における新エネ等の普及促進 (RPS法に関する事務を含む)		
事務・権限の概要	<p>○目的 新エネルギー等の導入促進</p> <p>○根拠法令 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 (RPS法)</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 新エネルギー等の導入促進のため、エネルギー基本計画における国の取り組みにもあるように、国民との相互理解を促進するべく、自治体・産業界等の関係者との連携を図りつつ、自治体・地域での普及促進活動の支援等を実施。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	106人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>1. 国の制度の広報、セミナー、円滑な法認定等執行業務 (1) 新エネ法に基づく新エネルギー等利用計画認定にかかる各種届出の受理 (2) 太陽光発電買取制度の周知 (23年度から実質的に太陽光サーチャージが発生することを受けてセミナー等の開催) (3) 再生可能エネルギーの全量買取制度設立に向けた説明会等の実施 (4) 次世代エネルギー・社会システム実証事業 (5) 新エネルギー等導入促進セミナーの開催 (新エネルギー導入を加速化するため、需要創出、市場拡大、技術開発、普及啓発など、各段階における支援を実施。) (6) RPS法に基づく申請等の適切な執行</p> <p>2. 自治体・地域での普及導入促進活動支援 (1) 次世代エネルギーパークの普及促進のため、関係自治体への支援等 (2) 次世代電池等エネルギービジネス支援 (燃料電池システムメーカー等と中小企業とのマッチング事業をはじめ、セミナー、パネルディスカッション等を実施) (3) 自治体における新エネルギービジョン策定等の支援の実施 (4) 自治体による新エネルギーセミナー等への講師派遣による普及事業の支援 (5) 次世代エネルギーパークの推進 (次世代エネルギーパーク計画応募の受付、事前審査、認定後の広報等普及に係る業務) (6) 次世代エネルギー・社会システム実証地域策定支援・普及啓発</p> <p>※例えば、上記業務に関して生じた具体的な業務量は以下のとおり。 ○RPS法に基づく申請等： 平成19年度：認定120件、廃止20件 (代行申請：認定53,198件、廃止698件) 平成20年度：認定55件、廃止32件 (代行申請：認定51,381件、廃止699件) 平成21年度：認定87件、廃止11件 (代行申請：認定83,475件、廃止791件) ※変更手続については年間数千件発生。</p> <p>○次世代エネルギーパークの認定： 平成19年度：6件 平成20年度：7件 平成21年度：12件</p>		
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)		

<p>その他各方面の意見</p>	
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 436 360 580" style="border: 2px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>C-c</p> </div>	<p>①、②、④</p> <p>新エネルギーの普及促進にかかる業務は、原子力も含めたエネルギー政策全般を実施する国が行わなければ、エネルギー政策のバランスを失することとなり、著しい支障が生じる。なお、地方自治体における新エネルギーに関する支援や広報等の実施を否定するものではなく、国と地方が一定の役割分担の下で、行っていくべきものと考えられる。</p> <p>他方、こうした政策を実現させるためには、適材適所に緊密な関係や連絡調整が必要なことや、草の根レベルの広報活動、地方との対話が必要なことから、地方経済産業局での実施が不可欠である。</p> <p>また、RPS法に係る事務については、都道府県が認定対象となる設備を設置している場合があり、都道府県に認定権限を移譲すると利益相反が発生する可能性があることから国で執行する必要がある一方、事業者の利便性の観点から引き続き経済産業局で行う必要がある。</p> <p>新エネルギー等の普及促進に関する事務は、都道府県単位で見れば、見込まれる事業量が少ないため、都道府県に移譲した場合に、今後、再生可能エネルギーの全量買取制度など多様な知識を要する一方、業務が分散され行政効率と専門性が低下する。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (36-2)	
事務・権限自己仕分けシート (個票)				
事務・権限名	バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業			
事務・権限の概要	<p>○目的： 地域に賦存するバイオマス等のエネルギー利活用事業について、事業化に際し必要なデータの収集・分析すること</p> <p>○根拠法：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業の公募、採択、執行</p>			
予算の状況 (単位:百万円)	-			
関係職員数				
事務量 (アウトプット)	<p>バイオマス等未活用エネルギー事業調査事業の公募</p> <p>平成19年度 応募 (78件/年)、採択 (40件/年)、執行</p> <p>平成20年度 応募 (71件/年)、採択 (39件/年)、執行</p> <p>平成21年度 応募 (69件/年)、採択 (37件/年)、執行</p>			
地方側の意見	廃止・民営化 (全国知事会見解H22.7.15)			
その他各方面の意見				
既往の政府方針等				
自己仕分け 【仕分け結果】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="text-align: center;">D</td></tr></table>	D	当該事業は、平成21年度で廃止。		
D				
備考				

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号（37）
事務・権限自己仕分けシート（個票）			
事務・権限名	電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務		
事務・権限の概要	<p>○目的：電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務は、電気の安定的な供給の確保のため発電用施設等の立地及び運転の円滑化を図る観点から、電源立地地域対策交付金等の交付を行うもの。</p> <p>○根拠法令： ・発電用施設周辺地域整備法 ・特別会計に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容： 電源及び原子力関連施設の立地促進に関する事務は、電源立地地域対策交付金等の交付に関する事務であり、交付金の交付に関する事務全般を経済産業局に委任している。交付事務については、交付申請内容の審査～交付決定通知～実績報告内容の審査～額の確定通知～交付金の支払いまでの一連のプロセスを実施するもので、経済産業局が地方自治体とのやりとりを行っている。</p>		
予算の状況 （単位：百万円）	平成22年度予算額：110,976百万円		
関係職員数	87人の内数		
事務量 （アウトプット）	<p>（平成19年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請内容の審査（ヒアリング1,933件、現地調査124件） ・交付決定通知（2,300件） ・実績報告内容の審査（ヒアリング1,176件、現地調査957件） ・確定通知（2,291件） ・精算払（2,291件） <p>（平成20年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請内容の審査（ヒアリング2,182件、現地調査106件） ・交付決定通知（2,339件） ・実績報告内容の審査（ヒアリング1,880件、現地調査641件） ・確定通知（2,332件） ・精算払（2,332件） <p>（平成21年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付申請内容の審査（ヒアリング2,007件、現地調査120件） ・交付決定通知（2,238件） ・実績報告内容の審査（ヒアリング1,818件、現地調査559件） ・確定通知（2,236件） ・精算払（2,236件） 		
地方側の意見	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）		
その他各方面の意見	<p>○立地自治体からの意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本省では、都道府県や地方自治体の個々の実情把握が困難であり、個々の電源地域のニーズに対応することが困難である。 ・交付金業務は勿論として、その他にも実施したい省エネ事業、ものづくり支援事業等々について経産局から様々なアドバイスを得ている。自治体において、このような事前相談や相場観を得ることは極めて大切で、意味がある。これらを相談するため霞が関までは足を運ぶことができない。地方出先機関が無ければ、トップダウンの情報提供や指示が中心となると思われ、交付金の活用方法など地方自治体から気軽に足を運んで、地方の実情を加味した相談がしづらくなる。 ・経済局は国の視点に加えて地域の実情もよく把握しており、大変助かっている。 ・交付金業務に関して、地方局にお願いすれば本省等に通じるが、都道府県にお願いしても本省には通らなくなるため、電源地域の市町村にとっては都道府県では役不足と言える。 		

	<p>○国におかれては、原子力発電施設等に対する安全対策に万全を期しながら、電源立地地域の振興を図っていくという、原子力に対する国の姿勢を明確に示すため、電源立地地域対策交付金等に係る現行制度を堅持の上、引き続き、電源立地地域への財政的支援措置が、十分に確保されるよう強く要望します。(原子力発電関係団体協議会 平成21年8月)</p> <p>○交付金で地域振興がはかれるから、地元は国の原子力政策に協力してきた。原子力政策と交付金は表裏一体。交付金がなくなると、地元は原発を動かす意義が全くなくなる。(全国原子力発電所所在市町村協議会 平成21年8月)</p>
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 712 408 898" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C - c</p> </div>	<p>②</p> <p>電源立地交付金は、交付対象となる事業主体は都道府県等であり、都道府県への権限移譲を行うと利益相反が生じる恐れがあり、引き続き国が業務を行うことが必要である。</p> <p>また、経済産業局と交付対象となる事業主体たる都道府県等とのやりとりは合計1万件超の業務量となっているため、電源立地地域に近い経済産業局で事務を行わなければ、申請手続き等を行う側の都道府県等にとって過大な負担となり、国に対する不満の増大が想定され、新規の原子力発電施設等の立地及び既設の発電施設等の運転の円滑化に支障を来す事態が懸念されるため、引き続き経済産業局にて業務を行うことが不可欠。</p>
<p>備考</p>	<p>本交付金は、電気の消費地と生産地の利益の衝平を図るため、国から電源立地自治体に対して、交付金として目に見える形で交付されることが必要不可欠である。これができない場合、地方自治体やその住民にとって原子力関連施設の立地や運転に対するメリットがなくなり、建設が進まなくなることは必至。</p>

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号 (38-1)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	品確法の施行に関する事務 等 ・揮発油 (ガソリン) 販売業者等の登録業務、報告、立入検査等
事務・権限の概要	○目的：国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もって消費者の利益を保護する。 ○根拠法：揮発油等の品質の確保等に関する法律 ○経済産業局の具体的な業務内容：揮発油 (ガソリン) 販売業者等の登録業務、報告徴収、立入検査 等
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	68人の内数
事務量 (アウトプット)	○平成19年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：26,160件 立入検査：713件 ○平成20年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：32,129件 立入検査：699件 ○平成21年 揮発油販売業者からの登録、変更登録、廃止等の届出の受付業務：21,824件 立入検査：598件
地方側の意見	地方移管 (全国知事会見解H22.7.15)
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】	②、③ 揮発油等に異物が混入した場合、被害が都道府県を越えて全国的に広がることから、全国の販売所等に対する統一的な緊急措置としての指示等が必要となるが、都道府県のみが行う場合、全国的に緊急的な指示等の実施に著しい支障が生じる。また、原因の究明においても、同様に輸入された港から事業所までの広範囲に渡る調査を早急に行う必要があることから、揮発油の品質確保に係る業務は引き続き国が行わなければ、迅速な対応に著しい支障が生じる。 ただし、例えば、経済産業局と都道府県との間で報告等を行う仕組みとするなど、併行権限とすることにより事業者の追加的負担が生じることのないよう制度的に担保することを前提に、給油所等事業所が一の都道府県にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収・立入検査権限 (指示等の処分は除く) については、当該給油所等事業所が所在する都道府県に付与することを検討する。
備考	

A-a
(給油所等事業所が一の都道府県内にある揮発油販売業者、軽油販売業者及び灯油販売業者の報告徴収、立入検査の権限について、事業者への追加的負担が生じないよう担保しつつ、事務所、事業所等の所在地を管轄する都道府県に付与 (併行権限) することを検討。ただし、出先機関においても引き続き事務・権限を実施する。)

C-c
※上記以外のもの

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局 整理番号 (38-2)

事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	石油の備蓄の確保等に関する法律に基づく石油販売業の届出窓口
事務・権限の概要	<p>○目的：石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もって国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。</p> <p>○根拠法：石油の備蓄の確保等に関する法律</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：石油販売業に係る届出等の受付</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	56人の内数
事務量 (アウトプット)	<p>(平成19年) 石油販売業の開始、変更、廃止の届出の受付業務：8,795件</p> <p>(平成20年) 石油販売業の開始、変更、廃止の届出の受付業務：12,284件</p> <p>(平成21年) 石油販売業の開始、変更、廃止の届出の受付業務：8,898件</p>
地方側の意見	—
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">C-c</div>	<p>①、③</p> <p>供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合において民間備蓄又は国家備蓄が取り崩された際に、その石油が的確に最終消費者まで行き渡るよう、石油精製業者、石油輸入業者及び石油販売業者に対して、生産予定量及び販売量等の必要な情報を報告させ、国が必要な措置を勧告できる旨を石油の備蓄の確保等に関する法律に規定することにより、備蓄放出及び安定供給の実効性を確保している。このため、供給途絶時又はそれが生ずるおそれがある場合に石油の安定的な供給を確保する観点から、国が統一的に当該事務を実施する必要があり、各都道府県ごとに届出を行うことは国による統一的な事務執行に著しい支障が生じるため、適切でない。加えて、緊急時に迅速かつ実効性のある対応を行うためには、平時より国が事業者と緊密な関係を構築しておくことが必要不可欠である。</p> <p>なお、多くの届出事業者の利便性を確保する観点から、石油販売業に係る届出の受付は引き続き経済産業局で行う必要がある。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (39)
事務・権限自己仕分けシート (個票)			
事務・権限名	鉱業権の出願・登録等に関する事務 ・ 鉱業法に基づく出願の受付、審査、権利の設定、鉱害賠償補償業務 等		
事務・権限の概要	○目的： 鉱物資源を合理的に開発することにより、公共の福祉の増進に寄与するため。 ○鉱業法 ○経済産業局の具体的な事務内容： 本法に係る事務として、鉱業権の設定に係る出願の受け付けから内容の審査、鉱業権の設定、施業案（鉱業実施に係る基本計画）の認可等に至る一連の手続きを実施している。		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	97人の内数		
事務量 (アウトプット)	(平成19年度) ・ 鉱業権設定の出願 (1,929件) ・ 鉱業権の許可 (388件) ・ 鉱業原簿謄本の交付 (763件)、同閲覧 (426件) ・ 採掘施業案の認可 (121件)、試掘施業案の届出 (7件) ・ 損害賠償のための供託金の単価設定及び通知 (8件) ・ 指定法人の指導 (139件) (平成20年度) ・ 鉱業権設定の出願 (3,495件) ・ 鉱業権の許可 (363件) ・ 鉱業原簿謄本の交付 (689件)、同閲覧 (308件) ・ 採掘施業案の認可 (120件)、試掘施業案の届出 (7件) ・ 損害賠償のための供託金の単価設定及び通知 (8件) ・ 指定法人の指導 (167件) (平成21年度) ・ 鉱業権設定の出願 (887件) ・ 鉱業権の許可 (367件) ・ 鉱業原簿謄本の交付 (675件)、同閲覧 (384件) ・ 採掘施業案の認可 (106件)、試掘施業案の届出 (11件) ・ 損害賠償のための供託金の単価設定及び通知 (8件) ・ 指定法人の指導 (152件)		
地方側の意見	国に残す事務 (全国知事会見解H22.7.15)		
その他各方面の意見			
既往の政府方針等			
自己仕分け	①、② 資源に乏しい我が国において、国内に賦存する鉱物資源は国民経済上極めて重要な国家的資産であり、これに係る鉱業権の設定（採掘・試掘権の賦与）は、国自身がその本来的権能として国家的視点から行うことが必要であり、これを通じ、国全体として鉱物資源の合理的な開発を行うことが必要である。仮に、そうでない場合、鉱物資源の合理的な開発を通じ公共の福祉の増進に寄与するという鉱業法の法目的が達成されないこととなり、国民経済上、著しい支障が生じる。即ち、排他的経済水域等を含め、我が国に賦存する鉱物資源は、国家的資産として国全体の視点から開発の妥当性等を判断する必要がある。特に、排他的経済水域等の海域における鉱業権の設定については、外交や国の安全保障上の問題とも深く連関するため、国が直接管理する必要がある。 また、鉱物資源が賦存し、掘採すべき地域は都道府県をまたがるものが多く、これを最も合理的な形で開発するためには、国（経済産業局長）と都道府県（知事）との間で必要な協議を行うものの、個々の地方公共団体にその調整を全て委		
【仕分け結果】	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C-c</div>		

	<p>ねるのではなく、国自身が広域的観点からこれを調整することが必要である。</p> <p>なお、鉱業権の設定等に関する出願者・鉱業権者等の各種手続や調整等における事業者の利便性や、鉱山・炭鉱等の鉱区において災害が発生した場合の迅速な対応の必要性等にかんがみ、経済産業局が行うことが適切である。</p> <p>地方委譲の際に国の指示等を認めたとしても、国家的見地から鉱物資源の合理的開発を行うという政策的判断を統一的に実施することは困難である。</p>
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（４０）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）	
事務・権限名	採石業・砂利採取業の権利の調整等 ・採石権の強制設定等、鉱業権者との協議に関する決定に関する事務 等
事務・権限の概要	○目的： （採石関係）岩石の採取に伴う災害を防止し、岩石の採取の事業の健全な発達を図ることによって公共の福祉の増進に寄与すること。 （砂利採取関係）砂利の採取に伴う災害を防止し、あわせて砂利採取業の健全な発達に資すること。 ○根拠法：採石法、砂利採取法 ○経済産業局の具体的な業務内容： （採石関係）採石権の強制設定、採石業者と鉱業権者との協議に係る決定、岩石採取に必要な運搬道路等や廃土・廃石の捨場に必要土地の強制使用に係る許可、採石業者に対する報告徴収（定期報告を含む）・立入検査、都道府県知事への災害防止のための指示 （砂利採取法関係）砂利採取業者と鉱業権者の協議に係る決定、砂利採取業者に対する報告徴収、立入検査等、都道府県知事への災害防止のための指示
予算の状況 （単位：百万円）	—
関係職員数	77人の内数
事務量 （アウトプット）	【採石法関係】 ・採石権の強制設定に係る決定 平成19年度：1件 平成20年度：1件（19年度から継続） 平成21年度：0件 ・採石業者からの定期報告徴収 平成19年度：2,746件 平成20年度：2,626件 平成21年度：2,554件 【砂利採取法関係】 平成19年度～平成21年度 各事務・権限に係る適用実績：0件
地方側の意見	地方移管（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	
既往の政府方針等	
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 2px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">C - c</div>	② 採石権の強制設定等は採石業者の権利を保護するものであり、国本来の権限として実施しなければ、国家的見地からの岩石採取事業の健全な発展という法目的が達成されない可能性があり、そのような場合には著しい支障が生じる。 また、採石業者・砂利採取業者と鉱業権者との調整が必要となった場合、国家的見地から岩石採取業・砂利採取業の健全な発達という法目的が達成されない可能性があり、著しい支障が生じる。なお、「岩石」、「砂利」、「鉱物」の三者はいずれも土地に密着した資源であり、かつ、生成過程から極めて深い相互関係を有していることから、権利を一元管理することが適切である。このような観点から、引き続き経済産業局が鉱業法に関する事務・権限を実施している中で、本調整業務を国（経済産業局）が行う必要があり、国（経済産業局）が一体的に運用しなければ、事務の運用に著しい支障が生じる。

備考	
----	--

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号（４１）
--------------	----------

事務・権限自己仕分けシート（個票）																						
事務・権限名	輸出入貿易管理に関する事務 ・外為法に基づく貨物の輸出許可 等																					
事務・権限の概要	<p>○目的 本業務は安全保障貿易管理に関する国際約束（ワッセナー・アレンジメント、NSG等）や環境保護に関する条約（ワシントン条約等）の枠組みに基づき外為法のもとで行われている。 安全保障貿易においては、イラン、北朝鮮等の大量破壊兵器の開発等の懸念が高まる中、国際社会における国家の責務として、安全保障上機微な貨物の輸出管理業務を厳格に実施している。また、ワシントン条約では、希少性の高い野生動物等の国際取引を規制しており、経済産業省が同条約のもとで、管理当局として輸出入管理を行っている。</p> <p>②根拠法令：外国為替及び外国貿易法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務概要 安全保障貿易管理に関する国際約束（ワッセナー・アレンジメント、NSG等）や環境保護に関する条約（ワシントン条約等）の枠組みに基づき、外為法のもと輸出入の承認等審査業務を行っている。</p>																					
予算の状況 （単位：百万円）	—																					
関係職員数	76人の内数																					
事務量 （アウトプット）	<table border="0"> <tr> <td rowspan="3">輸出許可</td> <td>平成21年度実績</td> <td>約15100件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>約16700件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>約16900件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">輸出承認</td> <td>平成21年度実績</td> <td>約18000件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>約11200件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>約14400件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">輸入承認</td> <td>平成21年度実績</td> <td>約9900件</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>約10000件</td> </tr> <tr> <td>平成19年度実績</td> <td>約10500件</td> </tr> </table>	輸出許可	平成21年度実績	約15100件	平成20年度実績	約16700件	平成19年度実績	約16900件	輸出承認	平成21年度実績	約18000件	平成20年度実績	約11200件	平成19年度実績	約14400件	輸入承認	平成21年度実績	約9900件	平成20年度実績	約10000件	平成19年度実績	約10500件
輸出許可	平成21年度実績		約15100件																			
	平成20年度実績		約16700件																			
	平成19年度実績	約16900件																				
輸出承認	平成21年度実績	約18000件																				
	平成20年度実績	約11200件																				
	平成19年度実績	約14400件																				
輸入承認	平成21年度実績	約9900件																				
	平成20年度実績	約10000件																				
	平成19年度実績	約10500件																				
地方側の意見	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）																					
その他各方面の意見	特になし																					
既往の政府方針等	特になし																					

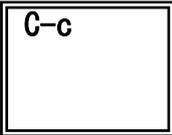
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">C-c</div>	<p>①、④</p> <p>当該業務は、安全保障上機微な貨物の輸出管理やワシントン条約に規定されている希少性の高い野生動植物の輸出入管理など、国際約束の履行等のために、国本来の業務として行うこととされているものであり、本省と局が役割分担をして一体となって実施しなければ、当該国際約束の履行に著しい支障が生じるものである。</p> <p>これらの国際約束については、毎年各国の合意により、規制対象品目の改訂等が行われており、過去の経験を含めた専門的知見が必要であるため事務・権限の確な執行体制の整備が不可欠である。</p> <p>また、仮に都道府県に移譲した場合、貨物によって許可等の申請窓口が変わり利便性が低下するとともに、都道府県によっては、業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局

整理番号（４２）

事務・権限自己仕分けシート（個票）

事務・権限名	関税割当に関する事務 ・関税暫定措置法に基づく関税割当の申請窓口業務 等
事務・権限の概要	<p>○目的及び業務概要 関税割当制度とは、一定の輸入数量の枠内に限り無税又は低税率を適用し需要者に安価な輸入品の供給を確保する一方、この一定の輸入数量の枠を超える輸入分には高税率を適用することによって、国内生産者の保護を図る仕組みのことである。特に、関税割当に関する業務は、これまでのガット・ラウンド交渉及び各国との協議に基づくものであり、国際約束の履行のために行っている。</p> <p>○根拠法令 関税定率法 関税暫定措置法</p> <p>○経済産業局の具体的な業務： 関税割当の割当方法の考え方、申請手続等について、毎年度、法令に基づく「関税割当公表」を定め、公表している。当該公表の企画、広報、普及の業務を本省において実施。関税割当公表に基づき、事業者から提出された割当申請は本省及び経済局で受け付けている。事業者からの割当申請は、事業者の申請資格や輸入実績等を確認の上、本省に集められ、本省にて各事業者への割当量が決定される。割当量が決まった後の、割当証明書の発給、割当枠変更手続き等の関税割当執行業務は、本省及び経済局で実施している。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	72人の内数
事務量 (アウトプット)	割当枠の申請件数 平成21年度実績：年間約5,800件 平成20年度実績：年間約6,500件 平成19年度実績：年間約6,600件
地方側の意見	国に残す事務（全国知事会見解H22.7.15）
その他各方面の意見	特になし
既往の政府方針等	特になし
自己仕分け 【仕分け結果】 	④ 関税割当に関する業務については、国際的な約束に基づく貿易政策の執行であるとともに国税である関税の徴収手続きの一環であることから、関税局、税関と連携することが不可欠。仮に都道府県に移譲した場合、各都道府県に担当者を1名以上配置する必要があるが、都道府県によっては業務量が著しく少ないところもあることから、行政効率が著しく非効率となる。
備考	

事務・権限自己仕分けシート

出先機関名： 経済産業局	整理番号 (43-1)
--------------	-------------

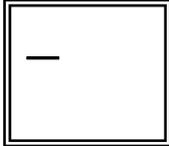
事務・権限自己仕分けシート (個票)	
事務・権限名	国際ビジネス交流
事務・権限の概要	<p>○目的 九州経済産業局では、九州広域の管内企業の国際化を推進するため、環黄海経済・技術交流会議、九州・中国産業技術協議会、九州・韓国経済交流会議を開催するとともに、これら会合を活用して九州・遼寧省環境ビジネスミッション、九州地域と韓国南部地域の超広域経済連携事業等の国際ビジネス交流事業を創出するなど国際ビジネス交流を促進。</p> <p>○根拠法令 —</p> <p>○経済産業局の具体的業務内容 ・環黄海経済・技術交流会議については、中国商務部・科学技術部、韓国知識経済部と協力し、環黄海地域における国際的な産学官のビジネスプラットフォームとして2001年から開催。 ・九州・中国産業技術協議会については、中国科学技術部と協力し、九州と中国との産業技術、貿易・投資に関する情報交換の場として1991年から開催。 ・九州・韓国経済交流会議については、韓国知識経済部と協力し、九州と韓国との貿易・投資、産業技術分野における協力の促進及び地域間経済交流活性化のための合意形成の場として1993年から開催。</p> <p>九州経済産業局は、これら会合及び国際ビジネス交流事業の円滑な実施のため、九州側構成機関を代表して、中国・韓国政府・政府機関との折衝を担当。</p> <p><北海道局></p> <p>○目的 本事業は、2003年に日露間で合意された「日露行動計画」の具体的案として、2007年に両国間で合意された「極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ」の合意事項のうち、地域間交流の促進に関する事業である。</p> <p>○根拠法令 —</p> <p>○経済産業局の具体的業務内容 北海道は、エネルギー開発の盛んなサハリン、2012年APEC会合が開催されるウラジオストク等、極東・東シベリア地域と地理的に近く、歴史的にも経済貿易交流が深いことから、国内でも交流が活発であり、今後も重点を置かなければならない地域である。北海道経済産業局では、北海道産業界等と頻りに産業交流に係わる調整を図りつつ、国が主導となって、北海道と極東・東シベリア地域との貿易投資促進のためのビジネス環境整備を実施している。</p>
予算の状況 (単位:百万円)	—
関係職員数	107人の内数

<p>事務量 (アウトプット)</p>	<p><九州局事務> 1. 国際会議： 2件（19年度）3件（20年度）2件（21年度） 2. ミッションの派遣・受入： 1件（19年度）、5件（20年度）、14件（21年度） 3. セミナーの開催： 3件（19年度）、4件（20年度）、5件（21年度） 4. 調査：1件（19年度）、1件（20年度）、1件（21年度）</p> <p><北海道局事務> 1. ロシアビジネス促進にかかる調査及び、フォーラムの開催： 1件（平成19年度）フォーラム参加人数110名 2. ロシア極東における寒冷地技術に関するビジネス環境調査： 1件（平成20年度）ミッション参加人数10名 3. 北海道寒冷地住宅技術セミナー&商談会開催： 1件（平成21年度）ミッション参加人数22名、商談件数82件</p>
<p>地方側の意見</p>	<p>地方移管（全国知事会見解H22.7.15）</p>
<p>その他各方面の意見</p>	<p><九州局事務について> ○会議の開催を通じ、環黄海地域における地域連携の強化し、九州、中国、韓国と一体となって努力していきたい（九州経済連合会）。 ○自治体レベルでは、海外の政府機関や経済団体との交流を開始することが困難な場合も多く、九州という広域圏で国家レベルの交渉ができる交流パイプ（会議）を活用した交流を期待。（福岡市、北九州市、宮崎県）</p> <p><北海道局事務について> ○引き続き、経済団体レベル単独では困難な経済交流のきっかけ作りとなる活動と支援を経済産業局に期待（札幌商工会議所）。 ○地域レベルでは、外国の政府機関や経済団体との経済交流を開始するのは困難であるが、北海道局主催のロシア極東ミッションに参加することにより、外国政府機関等と経済交流が可能となった。（北海道銀行）。 ○北海道局主催のロシア極東ミッションへの参加が経緯となり、地域として寒冷地住宅技術の海外展開に向けた研究会を立ち上げにつながった。また、今後の事業展開のため、JAPANブランド育成支援事業等の施策活用を期待（寒冷地水環境システム研究会）。 ○地域としては、海外にもの売っていくことが今後とも重要であり、北海道局には市の取り組みを引き続き支援していただくことを期待（小樽市）。</p>
<p>既往の政府方針等</p>	
<p>自己仕分け</p> <p>【仕分け結果】</p> <div data-bbox="193 1503 360 1653" style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>C-c</p> </div>	<p>① 経済産業局は、国の通商政策の一環として当該業務を実施している。実施に当たっては、所管地域内の産業特性等を踏まえた上で、外国政府、在日外国公館等との調整を行っているところ。 仮に広域的实施体制が整備されても、制度的安定性に欠ける広域実施体制や都道府県レベルでは相手方政府との調整は困難であることから、当該業務の執行に支障が生じる。</p>
<p>備考</p>	

事務・権限自己仕分けシート

		出先機関名： 経済産業局	整理番号 (43-2)
事務・権限自己仕分けシート (個票)			
事務・権限名	国際ビジネス交流・対日投資に関する事務 ・対日投資		
事務・権限の概要	<p>○目的：複数の自治体が広域経済圏として、一体的・広域的にアピールを行う必要がある中で、利害が異なる自治体間の連携を促進し、経済産業省の対日投資施策を全国統一的に展開する。</p> <p>○根拠法：なし</p> <p>○経済産業局の具体的な業務内容：各広域連携体のサポート、各地方自治体の企業誘致担当者への対日投資施策の紹介、委託事業の民間団体等と自治体との連携補助、各地方自治体の企業誘致担当者に対するセミナー・勉強会の開催。</p>		
予算の状況 (単位:百万円)	-		
関係職員数	57人の内数		
事務量 (アウトプット)	<p>19年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 6回、企業ヒアリング 16回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 4回</p> <p>20年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 8回、企業ヒアリング 44回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 5回</p> <p>21年度 対日投資関連セミナー・勉強会開催 10回、企業ヒアリング 20回 自治体等主催セミナー参加(施策紹介) 2回</p> <p>※その他、地方対日投資会議等(内閣府他主催)3回、外資系企業調査分析 3回、HP等対日投資促進広報、個別自治体等訪問施策紹介を実施。</p>		
地方側の意見	地方移管(全国知事会見解H22.7.15)		
その他各方面の意見	特になし		
既往の政府方針等	特になし		
自己仕分け 【仕分け結果】 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">B-②</div>	<p>広域的实施体制の事業範囲、実施体制等を踏まえ、選択的に実施を認めることとし、試行状況を踏まえ移譲の可否を検討。</p> <p>国は、引き続き全国的な視点から地域を越えた自治体間の連携等に取り組み、対日投資の振興を図る。</p>		
備考			

出先機関名：経済産業局		整理番号（16-1）																																	
事務・権限自己仕分けシート（個票）																																			
事務・権限名	特定商取引法に基づく調査・処分に関する事務																																		
事務・権限の概要	<p>○ 特定商取引法では、訪問販売・通信販売・電話勧誘販売など消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を対象に、事業者に対する行為規制とそれに違反した場合の行政処分（業務停止命令・指示）などが規定されており、国（消費者庁長官・経済産業局長）と都道府県（知事）がともに、事業者に対する報告徴収・立入検査などの調査権限や処分権限を有している（いわゆる並行権限）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>経済産業局長は、内閣総理大臣の権限を委任された消費者庁長官の権限が委任され、全国的な消費者被害が生じている事案について、消費者庁長官の指揮監督の下で消費者庁と一体となって調査・処分を行っている（特定商取引法第67条第3項、第69条第3項、経産省設置法第12条第4項）。</u> ・ <u>都道府県知事は、自治事務として、都道府県の区域内で行われる販売業務による消費者被害に対し調査・処分権限を有している（特定商取引法第68条）。</u>調査に当たっては、<u>自区域内の事業者のみならず他の都道府県に所在する事業者（域外事業者）に対する立入検査も実施されており、域外事業者の自区域内における販売業務に関する停止命令などの行政処分を課すことが可能。</u> <p>○ このように、<u>国と都道府県がともに法律上の権限を有し、それぞれ役割分担の下で調査・処分を行う仕組みが構築されている。</u>すなわち、消費者庁・経済産業局は全国的に消費者被害が及んでいる事案などに対処し、県域内の事案については都道府県が地域の実情を踏まえて対処している。 その中で経済産業局は、消費者庁が効果的な法執行を行う上での実働部隊として、国の責務を果たす上で不可欠の役割を担っている。</p> <p>（参考）</p> <p>○ 都道府県における行政処分の実績は極めて低調（過去15年間で30を超える都道府県が一ケタの処分件数に過ぎず、全く処分を行っていない県も3県存在）であり、都道府県が県域内での法執行を十全に行うことができるよう、国としての支援や協力を積極的に行っている。</p>																																		
予算の状況 （単位：百万円）	-																																		
関係職員数	経済産業局消費経済課 143名（定員） （参考：消費者庁取引・物価対策課 20名（定員））																																		
事務量（アウトプット）	<p>○ 行政処分件数の推移（年度、件）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成16</th> <th>平成17</th> <th>平成18</th> <th>平成19</th> <th>平成20</th> <th>平成21</th> <th>平成22</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>16</td> <td>35</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>37</td> <td>48</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>24</td> <td>45</td> <td>54</td> <td>140</td> <td>104</td> <td>90</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>40</td> <td>80</td> <td>84</td> <td>180</td> <td>141</td> <td>138</td> <td>49</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 平成22年8月9日現在</p>			年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	国	16	35	30	40	37	48	29	都道府県	24	45	54	140	104	90	20	合計	40	80	84	180	141	138	49
年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22																												
国	16	35	30	40	37	48	29																												
都道府県	24	45	54	140	104	90	20																												
合計	40	80	84	180	141	138	49																												
地方側の意見	<p>○ 全国知事会より、訪問販売に関する事業者の立入検査等を地方が行うべき、域外権限を付与するなどにより複数の都道府県をまたぐものであっても地方で実施が可能、との意見が表明されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国知事会国の出先機関原則廃止プロジェクトチーム「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）（抜粋） 「消費生活を守る観点から、割賦販売や訪問販売に関する事業者の立入検査等も地方が行うべきである。複数の都道府県をまたぐ事業規模であっても、域外権限を付与するなどの仕組み（本報告「7」（2）② ケース3参照）を整えることにより、地方で実施することは可能である。」 																																		
その他各方面の意見	<p>○ 日本弁護士連合会やその他の関係者からは、特定商取引法の一層の執行強化を望む意見があがっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本弁護士連合会「新たな「消費者基本計画（素案）」に対する意見書」（平成22年2月18日）（抜粋） 																																		

	<p>「改正特定商取引法は過量販売解除権を導入するなど、現に生じている消費者被害実態に即してその予防救済を容易にするための改正を行った点で評価できるが、被害の後追いになっており、消費者被害の予防救済の観点からは、さらに同法の厳正な執行が望まれる。(中略)。特定商取引法の規制分野においても、消費者被害を予防し救済するためには、その厳正な執行は、「現に生じている被害実態に即して適時適切に」行われなければ意味がない(後略)。</p>
既往の政府方針等	<p>地方分権改革推進委員会が公開討議を経て取りまとめた第2次勧告(平成20年12月)において、国に残る事務・権限とされている。</p>
自己仕分け 【仕分け結果】 	<p>○ 上記「事務・権限の概要」に記載の通り、特定商取引法においては、国と同等の調査・処分権限を都道府県はすでに有しており、かつ、都道府県は既に域外事業者に対するものを含め立入検査や行政処分を行っている。 つまり、全国知事会の求めは特定商取引法上の事務・権限についてはすでに達成されている。</p> <p>○ よって、地方自治体への事務・権限の移譲の是非に関しては検討を要さない。</p> <p>(参考)</p> <p>○ 訪問販売・通信販売・電話勧誘販売などについては事業者の所在地に関わらず全国的に消費者被害が生じており、国と都道府県とがそれぞれの役割分担の下で調査・処分を行うこと、すなわち、県域内の事案については都道府県が実情を踏まえて対処する一方で、国(消費者庁・経済産業局)は全国的に被害が及んでいる事案などに対処することが、消費者利益の保護のためには必要不可欠。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国的な被害をもたらす悪質事業者の所在地は全国に散らばっており、立入検査などを含め調査を機動的に実施するとともに、業務停止の監督・担保や指示の履行状況のチェックなど行政処分後の状況をきめ細かくフォローするためには、国の法執行の機関が各地域に存在していることが不可欠。 ・ 仮に消費者庁本体のみが国が対処すべき事案を担うこととなれば、国の法執行力は大幅に低下(担当職員数は1/8程度に減少)することとなり、消費者利益の保護に大きく支障をきたすことになりかねない。 ・ 都道府県の法執行強化の支援として、都道府県が行う立入検査などに求めに応じ国が立ち会うといった協力をしているところ、各地域に存する国の機関がそうした支援・協力を行うことが効果的かつ効率的。
備考	